

遊佐町告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第542回遊佐町議会定例会を令和2年12月8日遊佐町役場に招集する。

令和2年11月18日

遊佐町長 時田 博機

## 第542回遊佐町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和2年12月8日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

一般行政報告

教育行政報告

※新規請願事件の審議について

日程第 4 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願

日程第 5 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本 間 知 広 君	2番	那 須 正 幸 君
3番	佐 藤 俊 太 郎 君	4番	佐 藤 光 保 君
5番	齋 藤 武 君	6番	松 永 裕 美 君
7番	菅 原 和 幸 君	8番	赤 塚 英 一 君
9番	阿 部 満 吉 君	10番	高 橋 冠 治 君
11番	斎 藤 弥 志 夫 君	12番	土 門 治 明 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	堀 修 君	企 画 課 長	高 橋 務 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	佐 藤 啓 之 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長	中 川 三 彦 君	町 民 課 長	高 橋 晃 弘 君
会 計 管 理 者 教 育 委 員 会	佐 藤 光 弥 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 課 長 選 挙 管 理 委 員 会	高 橋 善 之 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
委 員 長	石 垣 ヒ 口 子 君	代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議 事 係 長 東 海 林 エ リ 書 記 菅 原 悠

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第542回遊佐町議会12月定例会を開会いたします。

（午前10時）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

また、本定例会に説明員として、町長をはじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ

ろ、全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により1番、本間知広議員、2番、那須正幸議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第542回遊佐町議会定例会の運営について、去る11月18日及び本日、12月8日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日12月8日から12月11日までの4日間といたしました。

審議日程については、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として議長報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。次に、新規請願事件1件の審議を行い、その後一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の12月9日は、前日に引き続き一般質問を行い、5人を予定しております。終了次第、令和2年度各会計補正予算6件、条例案件3件、事件案件3件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の12月10日は、終日各常任委員会を開催します。

第4日目の12月11日は、午前10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のために休憩に入ります。午後3時30分頃から本会議を開会し、請願事件1件の審査結果報告及び採決を行います。続いて、条例案件3件の審議及び採決、補正予算6件の審査結果報告及び採決、事件案件3件の審議及び採決を行います。次に、発議案件3件の審議及び採決を行い、終了次第、第542回定例会を閉会したいと思います。なお、請願事件については、採択された場合、その意見書の発議のために議事日程に発議案件を追加することといたします。

議員各位のご協力をお願い申し上げます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日12月8日より12月11日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

## 議長報告

### 1. 議員の派遣について

会議規則第129条の規定により、議員を派遣した。

#### (1) 荘内地方町村議会議長会後期議員研修会

○令和2年9月28日付

- ① 目 的 議員の識見を広め議会活動の円滑化と機能の高揚を図る。
- ② 派遣場所 庄 内 町
- ③ 期 間 令和2年11月6日（金）
- ④ 参加議員 議 員 全 員

次に、一般行政報告について、本宮副町長より報告願います。

本宮副町長。

副町長（本宮茂樹君） おはようございます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

一般行政報告。

令和2年12月8日

1、地震・津波避難訓練の実施について。10月4日、午前8時に日本海東縁部（F34断層を想定）を震源とするマグニチュード7.7、最大震度7の地震が発生したとの想定で、全町一斉地震・津波避難訓練と緊急速報メール配信訓練を実施しました。

2、町内での新型コロナウイルス感染者確認事例への対応について。11月27日、県より、本町初となる新型コロナウイルス感染者の確認事例が公表されたのを受け、第19回遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、町の対応について協議しました。その後、同日のうち、町ホームページに町長から町民へのメッセージ、町の対応方針第7版、感染事例の詳細について掲載し、情報発信を行いました。また、翌28日は、町長メッセージと町対応方針を全戸配布し、町民に感染予防対策の徹底、感染された方への配慮と冷静な行動をお願いしました。

3、新庁舎建設事業について。新庁舎建設工事は11月末現在、屋根工事が完成し、内部の工事が進んでいます。新庁舎外構工事は9月18日に着工し、擁壁と側溝の設置から工事を開始しております。新庁舎東側用地造成工事は10月26日に着工し、仮設工事を進めています。

4、振興審議会について。遊佐町総合発展計画の第5期実施計画案について、11月2日に諮問し、各部会等での慎重審議を経て、12月17日に答申をいただく予定です。

5、日沿道山形・秋田県境区間の整備促進について。9月26日、鳥海温泉遊楽里において、建設促進大会を開催しました。感染症拡大防止のため、今年度は参加者を限定し、関係5市町等から約90名が出席しました。日沿道「酒田みなと～遊佐」及び一般国道7号「遊佐象潟道路」の早期完成を求める大会決議を全体で確認しました。また、10月29日には、国土交通省酒田河川国道事務所より、日沿道「酒田みなと～遊佐比子」間の開通および、町内3つのインターチェンジ名称が発表されました。「酒田みなと～遊佐比子」間の利用開始は、12月13日、午後3時に予定されています。

6、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について。11月17日に第二次分の実施計画内容

を盛り込んだ変更承認交付申請を行いました。第二次配分時点で48事業、交付対象事業費5億1,738万3千円に対し、4億1,804万5千円の交付決定額となっております。今後さらに、第三次分の実施計画の取りまとめを行い、事業費が確定となります。

7、水循環の保全を巡る係争について。令和元年12月12日付で控訴された行政処分取消等請求控訴事件について、仙台高等裁判所からの提案で和解協議を重ねてきましたが、合意に至りませんでした。そのため、和解協議の継続を理由に延期されていた判決期日が、改めて令和2年12月15日に設定されています。

8、パーキングエリアタウン整備事業について。9月5日、生涯学習センターにおいて、事業のより一層の周知と機運醸成を目的として、遊佐パーキングエリアタウン計画スタートアップフォーラム「道路がきた!!やるぞ遊佐町!!」を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、約100名の参加がありました。

10月には企画課PAT整備推進室に係長職を1名配置し、国土交通省・山形県との調整、基本計画内容の磨き上げ、用地取得のための現地測量など、事業実現にむけ、より具体的な業務に着手しております。

9、佐藤政養伝記発刊事業について。遊佐町合併65周年記念事業として取り組んでいました、書籍「佐藤政養とその時代 一勝海舟を支えたテクノクラート」発刊にあたり、政養祭挙行日の10月14日に販売を開始しました。この発刊により、佐藤政養の果たした役割・業績を後世に広く伝承していきます。

10、公式SNSの開設について。11月2日、遊佐町の公式SNS、Facebook（フェイスブック）とInstagram（インスタグラム）を開設しました。国内でもその利用者が多いことから、SNSの情報拡散性により、早期に情報の伝達が行われることを期待しています。11月30日現在、Facebookのフォロワー数は49人で、アクセス数は310件、Instagramのフォロワー数は284人で、アクセス数は約1,550件となっております。今後は町の危機管理情報に加え、観光情報等の発信に努めていきます。

11、定住促進施策について。11月14日、初めて遊佐町で冬を迎える移住者を主な対象に、冬支度をテーマにした移住者交流会を実施しました。水道管の凍結防止や雪道の安全運転などの講習に加え、危機管理係より遊佐町防災ガイドマップの説明も行い、町内に起こり得る災害や安全な暮らしへの理解を深めました。

また、11月29日に東京有楽町のふるさと回帰支援センターで山形暮らし大相談会が開催されました。新型コロナウイルスの影響で参加団体は原則オンラインでの出展となり、本町も会場に会場に来場した移住希望者とオンラインによる移住相談を行いました。

12、婚活交流事業について。今年度の婚活交流イベントとして、遊佐町若者交流事業実行委員会の企画運営で、12月5日に鳥海温泉遊楽里で「恋とコーヒーの淹れ方講座」を開催しました。男女各6名の募集でしたが、すぐに定員となり関心の高さがうかがえました。マスク着用など感染予防対策を行い、淹れ方による味の違いなどをお互いに楽しみながら交流を行いました。

13、地域おこし協力隊について。9月15日、新たに本町の地域おこし協力隊員となった半澤香織さんに委嘱状の交付を行いました。また、10月15日には同じく繁田久美子さんに委嘱状の交付を行いました。半澤隊員は情報発信強化・改善のための支援業務、繁田隊員は鳥海山・飛島ジオパークの活動推進業務をそれぞれ担っています。

14、朗読劇イベントの開催について。9月20日、稲川まちづくりセンターを会場に、歌手・タレントの

MARIA-E（マリア・イー）さんによる、絵本「えんとつ町のプペル」（にしのあきひろ著）の朗読劇イベントを開催しました。感染症対策の関係上、町内在住者で人数を限っての開催としましたが、親子連れや読み聞かせサークルの関係者等30名あまりの方から参加していただき、秋の休日を満喫していただきました。

15、秋の観光誘客キャンペーンの取り組みについて。例年開催していた「鳥海山神鹿角切祭」、「鮭のつかみどり大会」等のイベントは中止となりましたが、国の地方創生臨時交付金を活用して誘客キャンペーンを行いました。

8月17日～10月10日まで、宿泊費を一人最大3,000円支援する「遊佐町泊まってお得キャンペーン」を、10月2日からは町内宿泊施設の宿泊者に町の特産品をプレゼントする「泊まってもらおう遊佐の特産品」事業を展開しました。

国・県等のキャンペーンの後押しもあり、町内外の多くの皆様から利用していただき、特に「泊まってもらおう遊佐の特産品」事業は、当初3月までの実施を想定していましたが、11月末で事業費をほぼ執行し終了となるほどの好評ぶりでした。

また、9月18日～11月1日まで鳥海山誘客対策として、大平山荘・さんゆう利用者に抽選でプレゼントが当たる「秋の鳥海山大抽選会キャンペーン」を実施し、多くの皆様よりご利用いただきました。

16、里の名水・やまがた100選について。山形県では地域の人々に育まれてきた優れた湧水を「里の名水・やまがた百選」として選定しており、今年度は古民家カフェ「わだや」の敷地内にある井戸「わだやの水」が新たに選定されました。これで県内選定箇所は60カ所になり、うち遊佐町では胴腹滝や丸池様などを含め12カ所の選定となりました。

17、まるっと遊佐おもてなし会の開催について。感染症の影響により開催を見合わせておりましたが、「まるっと遊佐ふるさと会」を今回はふるさと会のみなさんを遊佐町にお招きし、11月20日「まるっと遊佐おもてなし会」として開催しました。

首都圏から参加いただいた方は、感染症の影響もあり5名と少なかったものの、新庁舎建設の状況や、（株）金龍の遊佐蒸留所、P A T建設予定地等町の状況を直接見ていただき、またとない機会となりました。その後、鳥海温泉遊楽里において町内関係者を交え、鳥海あわびやサクラマス等、遊佐産食材をふんだんに使った料理と、ふるさとでの懇談を楽しんでいただきました。

18、山形県豚熱等侵入防止緊急支援事業について。令和2年度山形県豚熱等侵入防止緊急支援事業について、申請していた防獣フェンス等設置工事（1事業者）、総事業費341万円が承認され、10月20日に工事が完了しております。

19、令和2年度大高根農場記念山形県農業賞の受賞について。12月2日、ホテルメトロポリタン山形において、大高根農場記念山形県農業賞の表彰式が開催され、本町からは、パブリカ栽培の先駆的な取り組みと生産技術の確立、遊休農地でのサツマイモ栽培の推進、芋焼酎「耕作くん」の開発などに大きな功績があった、高橋良彰氏が受賞されました。

20、松くい虫防除事業について。今年度の被害木調査については、10月に発注し現在調査中であり、その結果を受け、今月下旬より冬季の松くい虫被害木伐倒駆除を行い、6月のマツノマダラカミキリの羽化脱出前までに、被害木の全量駆除を目指します。

また、10月2日には遊佐中学校の3年生が、砂防林整備体験学習として、枝打ちや伐倒、下草刈りを行い、11月11日には藤崎小学校と高瀬小学校の4年生を対象とした、森林整備体験学習として松枯れ防止の薬剤を樹幹注入するなど、次世代への継承活動も行いました。

21、プレミアム付商品券事業について。7月(夏)の販売に続き、1セット14,000円分の商品券を10,000円で販売するプレミアム付商品券秋・冬事業を行いました。秋・冬については購入単位を「1世帯3セット限定」と1セット増やし、11月3日から27日まで販売を行い、その結果、8,831セットの販売となり、夏と比較すると11.2%多い、64.2%の世帯から購入をしていただきました。残りの商品券は11月29日から、「1人2セットまで」とし、対象も「町内に勤務している町外在住者」を追加し、範囲を拡大して販売しましたが、1日で残りの4,669セットが完売いたしました。

今後は、町内の経済効果(1億8,900万円)につながるよう、来年1月31日までご利用いただくための周知を図ってまいります。

22、ふるさとづくり寄附金(ふるさと納税)について。11月30日現在、庄内米・メロン・スイカ・柿を中心に、2万4,311件3億2,993万6,500円の寄附をいただき、件数では昨年同比で約3.4倍、寄付金額も約2.7倍の伸びとなっています。

年末年始の準備に向け、鳥海あわび、きくいもなどを期間限定で返礼品に加え、季節に適した返礼品の掘り起こしに努めてまいります。

23、新型コロナウイルス感染症対策第三次緊急経済支援事業について。地域経済の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症対策の第三次経済支援として、特に影響が大きかった観光宿泊業、50人以上収容の宴会場を営業する飲食店、旅行業に対し、第三次緊急経済支援助成金の申請を受け付けました。

10月30日までに延べ20件3,801万3,000円の交付を行い、地域経済の維持に努めました。

24、遊佐町除雪対策本部の立ち上げについて。11月20日、酒田警察署遊佐交番、酒田地区広域行政組合消防署遊佐分署、除雪業者17社より参集いただき、遊佐町除雪対策連絡会議を開催しました。また、12月1日に遊佐町除雪対策本部を立ち上げました。

25、住宅支援事業について。住宅支援事業の11月20日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金153件、定住住宅新築支援金22件、定住住宅取得支援金2件となっております。この内、下水道等接続を伴うリフォーム件数は26件となっております。

26、下水道事業について。11月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数4,047戸のうち3,000戸で、接続率74.13%となっております。

農業集落排水区域では、供用開始戸数505戸のうち432戸で、接続率85.5%となっております。

以上であります。

議長(土門治明君) 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

教育長(那須栄一君) 教育行政報告。

令和2年12月8日

1、教育委員施設訪問の実施について。11月11日、13日、17日の3日間、教育委員による町内小中学校及び社会教育施設、文化施設の施設訪問を実施し、授業の様子を参観するとともに今年度の取り組みと成果

について意見交換を行いました。

2、遊佐町立小学校新校開校準備委員会について。総務部会を11月5日に開催し、委託等契約状況の報告、遊佐小学校へのスクールバスの進入ルート及び駐車場の整備、未設置教室へのエアコンの整備、校章デザインの選考等について協議しました。

P T A部会では、9月下旬～10月下旬にかけて、町内各保育園・幼稚園にて新体育着のサンプルを展示し、保護者の皆さんからご意見をいただきました。

学校部会を10月22日に開催し、教育課程の方向性のうち、「総合的な学習の時間」の学習内容の取扱いについて協議しました。

3、学校運営について。各小中学校においては、規模の縮小や日程・内容を変更し、運動会や学習発表会、輝雄祭等の各種行事が実施されました。

また、各校で校内授業研究会が行われ、「教科が好きになる授業づくり」をめざした取り組みが行われています。10月16日には町教育委員会委嘱公開研究発表会が高瀬小学校で参加者を限定して開催され、外部講師による講演も実施されました。

中学校体育連盟主催の新人総合体育大会においては、バレーボール部、ソフトボール部、女子ソフトテニス部団体、剣道部個人、柔道部個人、陸上部個人、体操部個人が県北ブロック大会に出場し、多くの競技で素晴らしい成績を残しましたが、上位大会の行われぬ競技もありました。

4、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の推進について。各小中学校において、9月から11月にかけて第2回学校運営協議会が開催され、これまでの成果と課題を受けた熟議が行なわれました。一部の小学校においては、感染症予防のため開催できませんでしたが、1月から2月にかけても第3回学校運営協議会が開催される予定です。

今年度から各校に配置した地域学校協働活動推進員は、学校と地域をつなぐ役割を担って活動に取り組んでいるところです。

また、地域人材を活用した中学3年生向けの学習支援塾では、学年の7割以上から参加申込がありました。講師14名と運営スタッフ1名の協力を得て、9月から2月まで、毎週土曜日の午前中に生涯学習センターを会場に数学と英語の指導を15回（前年度比2回増）予定しております。

5、学校教育施設整備について。学校教育施設の整備にかかる工事について、次のとおり完成しました。  
9月30日：令和2年度遊佐中学校トイレ改修工事。

6、遊佐高等学校就学支援事業について。通学支援の通学乗合タクシーについては、冬季間の利用者が3人増え、現在13人の生徒が利用しております。

普通自動車免許を取得する際に補助金を交付するキャリアアップ支援については、8月28日から申し込みを開始し、現在8人の申込がありました。

県外からの志願者確保については、遊佐町自然体験型留学生募集要項に基づき、11月9日～20日の申し込み期間を設けて募集した結果、3名の申し込みがありました。現在、書類及び面接による町の選考を行っており、3月の入学試験にも合格した者が遊佐町自然体験型留学生として支援を受けることになります。

7、史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会の開催について。第2回目の委員会を10月23日に開催し、小山崎遺跡の本質的価値や現状と課題、そして将来の整備の方向性について協議しました。今後も委員会



を随時開催し、小山崎遺跡を確実に保存管理し、活用していくための基本方針を定めた計画を来年度中に策定すべく作業を進めてまいります。

8、旧青山本邸企画展の開催について。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で入館者が減少していますが、蔵に眠っていたままになっていた旧青山家文書の調査によりわかってきた青山家の地元庄内での経済活動や北海道との結びつきなどをテーマに、10月17日から「青山家と北海道の絆」展を開催しています。11月3日の文化の日には、「東北文化の日」に協賛し、初めて無料公開を実施し、81名の来館者がありました。

9、優良PTA表彰について。吹浦小学校父母と教師の会が、日頃の主体的な活動や教育環境の向上のための連携が高く評価され、今年度の優良PTAとして、文部科学大臣及び山形県教育委員会から表彰を受けました。

10、オータム・アートフェスタについて。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第49回芸術祭を中止したため、展示会と楽器による演奏会をメインとした「遊佐町オータム・アートフェスタ」を企画しました。11月15日～22日に開催した展示会には、芸術文化協会に加盟する4団体1個人からの出展があり、町内外から延べ426名の参観者がありました。12月27日の演奏会については、感染症対策を講じながらの開催を予定しております。

11、少年町長・少年議会について。第18期を数える少年議会のメンバーが主体的に話し合い、決定した政策を実現するため、これまで14回の全員協議会が開催されました。9月29日には、政策の一つである遊佐町議会議員との意見交換会を開催し、過去に叶わなかった政策に焦点を当ててのグループワークを行いました。

12、遊佐町元気です！ワンデーウォークについて。9月5日～6日に予定されていた第28回奥の細道鳥海ツーデーマーチが、新型コロナ感染防止のため中止となり、代替イベントとして10月10日に遊佐町元気です！ワンデーウォークを実施しました。町民限定の参加とし、当日は台風14号の影響で少々風が強い日となりましたが、小学校の学年行事としての参加をはじめ561名が無事にゴールしました。

以上です。

議長（土門治明君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、新規請願事件の審議に入ります。

日程第4、請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願を議題といたします。

事務局長をして朗読いただきます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 紹介議員の松永裕美議員より補足説明を求めます。

6番、松永裕美議員、登壇願います。

6番（松永裕美君） ただいま朗読していただきましたゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の請願につきまして、私からも補足説明を申し上げさせていただきます。今この時間もそれぞれの学校現場において、一生懸命黙々と教職に携わっていらっしゃるたく

さんの先生方のご意見を代弁させていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症対策として、3月には全国一斉臨時休業が行われました。5月以降、学校は再開されましたが、学校現場では当初、消毒作業、検温はもとより、不安を抱える児童やそのご父兄との相互連絡業務などが増大し、実に大変な状況がございました。また、それに加え、新学習指導要領への対応に加え、子供の貧困問題やいじめ、不登校問題など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが現在とても困難な状況になっているということも浮き彫りになってきております。一言で新しい生活様式と申しましても、教育現場においては今までにない経験のないソーシャルディスタンスを取っての学校生活や授業の進め方に多くの教師が疲弊しているのが現状であると言っても過言ではないでしょう。

4月21日の文部科学大臣会見におかれましては、コロナ禍での子供たちの学校教育における対策として、地元の退職した元教員への協力を求めるという現在の教育現場で見受けられます慢性的なマンパワー不足課題を解消するに当たっては、実に心強い方針が明確にはされましたが、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐことはもちろんのこと、児童一人一人に寄り添った教育をするためにも、教職員定数の計画的な増員に向けての改善は今まさに必要であると考えます。

学級編制標準人数の見直しについて、3密にならない教室環境を保ち、児童に手厚く柔軟な指導を行うため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める標準を10人減ずる、つまりは現在40人に1人の教師から標準30人に1人の教師というように改正していただきたく、お願いしたいと考えます。

なお、この件につきましては、県のほうにも11月には既にお願していることではございますが、当町にも密接に関わってくることとなります小学校統廃合時の対応としましても、令和5年に予定されております小学校の統廃合時、数年の間は特に様々な教育課題への対応や児童生徒への教育的配慮が多く求められるであろうと予測され、今後は計画的に教職員の定数を増やしていただけるように今から声をさせていただきます、子供たちの豊かな学びの実現をしていけるようお願いいたします。

GIGAスクール構想が具体化し、ハード面ではパソコンという機器が十分に子供たちに行き渡ったとしても、実際に子供たちのそばで児童一人一人に寄り添いながら授業を行い、心身の成長を支える大切な役割を持つ人、人間、教職員の人材確保は、実は教育の土台となるとも重要なことだと、コロナ禍であるからこそ、私たちは気づかされました。教え、育てる大切なお仕事としての教師、その人員の拡充、コロナ禍の今、看護師不足とも言われておりますが、危機感を覚え、教師の定数増数も改善すべきときです。

最後に述べさせていただきますことは、請願に基づきこの意見書を提出するという事は、本町のこれからの教育分野において実に必要であり、また本町の学校教育をさらに充実させ、子供たちの教育面において大きなよい効果を出すことになるとお示しさせていただきたいと思えます。

以上、請願の趣旨をご理解いただき、採択していただきますようお願いをいたしまして、私からの補足説明とさせていただきます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、文教産建常任委員会に審査を付託することにいたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は文教産建常任委員会に審査を付託することに決しました。

次に、日程第5、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 最初の質問者として、通告に従い質問いたします。

本日から542回議会が開催されますが、前定例会で補正予算が可決、決議されたこともあり、本来であればこの議場の各机上のほうにタブレット端末を配置するようなことで進めておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症による社会的な状況もあり、先送りをせざるを得ない状況となりました。感染症への対応に当たって、本町では本部会議等を随時開催し、対応してきておりますが、最近頻繁に耳にする言葉にコロナ禍があります。禍とは災い、災難を意味するとのこと。私は、この今の現状を社会全体の転機と捉え、前向きに対応すべきと考えます。

国の給付金支給手続等で脆弱な部分が露呈したとして、行政事務のデジタル化が進められているように見えますが、実は政府の諮問機関である地方制度調査会での一つの項目として、平成30年から自治体システムの統一や行政手続のデジタル化の推進が検討されてきておりました。本議会でもデジタル化への取組が進みつつあり、職員間で使用するシステムを議会内にも別に導入、郵送費等の削減のほか、議会事務局及び議員間での連絡調整にスピード感を持った対応が行われていると認識しております。

私ごとですが、前職で手書き文書の時代から電子化による保存、また活字文書で保存することでそれ以降の文書作成の省力化につながるとも考え、積極的に取組をした経過があります。そのようなことは、現代社会では普通に行われるようになり、過去の対応や経過の確認、必要とする情報やデータを今後の対応へ活用することが容易になっております。行政事務のデジタル化が今後大きく変化することは確実であります。そのことへの対応とデジタル化の効果を発揮させるには、行政事務の改革が必要であると考えます。

平成28年2月に職員提案要綱が全部改正されています。その目的は、職員から町行政に関する提案を求めることにより、職員の自己啓発のほか、自覚と士気の高揚を図り、将来の町行政の方向を探求、行政水準の向上を図るとのことです。要綱の項目の一つに事務改善に関することがあります。職員も得手不得手があると考えますが、既成概念にとらわれない発想も大切にすべきであると考えます。若い世代の職員によるデジタル化に関する意見交換の場を設けてもいいのではないかと考えますが、所見を伺います。

私は、527回議会で住民への災害情報等の提供の在り方について、SNSの活用を例に一般質問を行いました。本町は、従来のホームページによる情報提供に加え、この11月2日から公式SNSとしてフェイスブックとインスタグラムを開設、広報ゆざ12月号にはQRコードが1ページに記載されております。これらに共通することは、町民側に見る意思があってこそ情報が伝わるということでございます。このことをある程度改善できるのが無料通信アプリのラインであると認識します。近隣の市町のほか、県内自治体でも採用が相次いでおり、県でも新型コロナウイルス感染症情報の提供に使用しております。また、ライ

ンを通して町のホームページにアクセスすることも可能になり、スマホ等があればどこでもいつでも町の情報を知ることが可能になります。

町は、区長宅等に防災ラジオを配置しております。しかし、ラインを使用することで災害発生時には避難所の開設や場所などをリアルタイムで提供することもでき、一方で災害の発生状況や実情を町民などから提供を受けることも可能になります。無料通信アプリ、ラインを本町でも使用できないかを述べ、壇上からの質問といたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） おはようございます。それでは、12月議会最初の質問者であります7番、菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

行政事務のデジタル化への対応と町民の情報提供の在り方等についてということでありました。まさにコロナ禍であります。コロナ禍でありますからこそ、こういう国もICT化、デジタル化を進めなければならぬという菅内閣の方針が明確に示されておりますので、私から答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の行政事務のデジタル化ということですが、現在の事務では財務システムの導入により、紙面での決済を遊佐町としてはなくしております。そしてまた、グループセッションの導入によって、スケジュールの管理や職員の事務連絡が簡単にできるようになるなど行政事務の中に様々な事務システムを導入し、デジタル化を進めているところであります。また、コロナ禍により、県内の会議や町外の担当者等との打合せなどにウェブ会議がかなり活用されるようになりました。現在、議会のデジタル化に合わせて、行政事務への活用や文書管理システムの導入による文書の保存、廃棄管理や電子決済を進めていますし、今後庶務システムの導入も考えているところであります。

さて、デジタル化に関する意見交換の場の設置についてであります。まずは職員提案制度の活用や各担当課でのデジタル化の検討を若い世代も含めて進めていき、他課にまたがるようであれば、意見の交換の場を設けていきたいと考えております。

次に、2番目の質問でありました住民への情報提供についてであります。災害情報、新型コロナウイルス感染症等防災に係る情報の新たな伝達方法として、今年度よりフェイスブックでの情報発信が可能となりました。また、大手インターネット関連サービス事業者、通信事業者から既存のアプリケーションをダウンロードして登録した方に町の防災情報等を発信するサービスについて説明をいただいております。我が町でも情報伝達手段の一つとして有効な手段として考えておりますが、一方でアプリケーションを使用できるソフトやスマートフォンなどの環境を持っていない方、環境が整っていても、操作方法等の手段を持たない方がいるわけでありますので、それらの人々への対応も必要となっております。現在、議員のご質問にありましたように、様々な媒体で新たな情報発信の取組が行われております。本町でもこれからも継続してあらゆる世代、生活様式の方に情報をお届けできるよう、提案ありました無料通信アプリのラインも含めた新たな手段について、その効果、町民の利用のしやすさなどを検証しながら導入を検討してまいります。

また、我が町のホームページの運用については、情報セキュリティポリシーにのっとり、決済操作マニュアルに基づいて、各課において所管する業務に関する情報の掲載終了時の管理を行っております。何を掲載するかについても、その内容も含めて各課の判断で対応しております。11月から町公式アカウント

によりフェイスブックとインスタグラムの運用を開始しました。まだ始まったばかりで利用者は少なめのようなのですが、周知を図りながら、より多くの迅速な情報提供に努めていきたいと考えております。

残余の答弁は、担当課長よりいただきます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから再質問をさせていただきます。

まず、町長の答弁で、いろいろ行政事務については様々なシステムを現在取り入れていると、そういう答弁がありました。それで、先ほど壇上でも触れましたが、紙ベースの時代にはこのようなデジタル化的な社会が来るとは想像されていないような状況であったのかなと思います。ここでちょっと電子化に関する自分の前職のことを若干触れさせていただきますと、県が主体となって事業を進めてきたわけですが、この中で膨大な設計書や図面が当然あるわけございまして、それをその後の管理のために引き継ぐということがございます。その中で、例えば災害が最近全国で頻繁に発生しております。例えばそういうのが起因して、何かに損傷があった場合、当然元に戻すには元の図面等が必要になるわけございまして、非常に自分が担当した分野では悩んでおりましたが、当然当時、紙ですので、年月がたちますと白いものが黄色く変色してくるような、そういうこともございました。それで、何とかこれを今当たり前になっている電子化に保存できないかなという思いが実際あったのですが、はっきり言えば今現在全て終わっております。というのは、一つのきっかけが東日本大震災、平成23年の3月11に起きたあれに起因しております。実は福島のほうから当町にも何人が避難をされてきております。たしか遊佐小学校の前のアパートとかにいろいろ分かれて、いろいろ避難されておりました。それに対応しますもので、県の事業として、そういう何かPDF化をするような事業が何でもいからやれるというような状況の中で、それをちょっと浮かび上がりまして、全ての人が、そういう人員はそういう避難されている方の対応でも可能だということで、結果として全てをほぼ負担ゼロでやったという自分の経験があります。ちょっと一例として紹介をさせていただいて、質問のほうに移っていきます。

それで、先ほども触れましたが、職員による意見交換の場ということを提案させていただきました。当然役場の職員につきましては、ほぼ、事務担当の職員に限っては、数年には必ず別の部署に異動することが大半の方だと思っております。そういうことであれば、非常にいろんな場面で接しますので、いろいろな意見を持って職務に当たられるのかなと、そう思っておりますし、先ほど壇上で触れました職員提案要綱もありますとおり、非常にいい要綱を初めてこの質問する段階で見つけたといえますか、そんな状況にあります。

それで、議会内でも先ほど述べましたとおり、グループウェア等を今活用しておりますが、一つ職員の方についても一定の省力化にもなっているのかなと、そのように思います。できれば意見交換の場と申し上げましたが、それは一つの職員研修の場としてもつながるのかなという思いがあって、壇上でちょっと質問させていただきました。

それで、一応冒頭に町長に伺いたいと思いますが、県内でいろいろ事例があります。いろいろマスコミの報道等によるものしかございませんが、デジタル化変革というのは訳しますとDXと書いて、デジタルトランスフォーメーションという呼び方をしているそうです。酒田市では、ご存じかもしれませんが、企画部のほうにデジタル変革戦略室をつくって、大手の通信会社がその責任者に上がっているという事例も

あるようです。庄内町では職員による、先ほど言った、私が提案したような、自治体業務に関する職員間のアイデア出しといいますか、そういうものもあるようですし、これはちょっと初めて知ったので、高畠町のほうでは税務業務の中にRPAというロボットによる業務の自動化というものを実質取り入れをしていると。パソコン内にあるソフトウェア型のロボットということですが、これについては高畠町のほかに山形、東根、白鷹が導入しているという状況もあるようです。それで、県全体としまして、県は前から県のICT推進本部というものもあったのですが、最近の報道を見ますと、県のデジタル化推進本部というものを知事を本部長にして立ち上げておまして、今県のみらい企画創造部という部署でYamagata幸せデジタル化構想というものをいろいろ進めている最中と聞いております。

そこで、町長に冒頭に尋ねますが、行政事務のデジタル化に向けては、今述べましたとおり、県及び各自治体のほうで特色ある取組を進めております。本町でも先ほど答弁にありましたとおり、いろいろ今後考えることにはなるとは思いますが、はっきり言えばコスト面のことを踏まえれば単町では無理ですので、やっぱり連携を持って進めるべきと、そのように思います。町長に失礼なことを申し上げますと、実は私議会運営委員会、前の任期のときに議運をやっている、ある日の全てのやつを電子化して持っておりまして、ある議運の最後のその他で、今でこそタブレット化になろうとしています、試験的にタブレットを町で買っていただけないかという発言をその他でしたところ、断られましたというふうに書いていました。実はその後、数か月してからちょっと会ったときに、やっぱりデジタル化というか、今のここのは進めなければならないという発言もいただいたことも覚えておりますので、町長のちょっと所見として改めて伺いますが、このデジタル化についての所見、それから最近町長や職員の参加するウェブ会議が多くなってきていると思います。そうしますと、当然その準備についてもスキルアップ的に、職員の方が対応されますので、スキルアップも必要かと思えます。結果として、先ほど酒田市の例も申し上げましたが、デジタル化に向けた対応の一環として専任的な職員といいますか、新庁舎の場合は室も設けておりますので、今の段階で述べられることだけで結構ですので、所見を伺いたいと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） ICT化、デジタル化の推進というのは、管内閣でももうデジタル庁の発足を明言しております。また、大臣も今審議している中で、町としては当然国、県の流れ、一緒にやっぱり推進していく大きな機会だと思っております。山形県に対しては、県庁に7月にお邪魔したときに、県のみらい企画創造部、西澤次長には、山形県のどういう動きの中で各町村に呼びかけていただけるのか、その情報あったらしっかり我が町に教えてほしいということも既に申し上げをしております。やっぱり予算的なものも含めれば、なかなか町単独では厳しいということもありますので、それら国、県の補助事業と一緒に設備等も準備していかなければならないということありますので、それらを機会を逃さないでいかなければならないと思っています。議会については、丁度庁舎も新しくなるという機会、今でなければ多分できないのでしょうから、それら等には積極的にやっぱり進めるべきというふうに考えております。

もう一つ、ウェブ会議がかなり多いと申しましたが、実は東北地方でPPP・PFIの推進する首長会議、山形県が10首長ですかね、10個の町ぐらいでした。そして、岩手県1個、そして秋田県が大仙の1個と、全部で12で東北地域のその会議をやったときです。本当にウェブ会議というのはどこでどう見られているか非常に分からない、慣れないという中で、戸惑いと疲れるなという思いがあったのですけれども、

その中でPF Iで何とか遊佐パーキングエリアをご指導お願いしたいという発言を11月ですか、行ったところ、なんと昨日、12月7日、東北整備局の建政部ですか、建政部の部長ほか3人が遊佐のPATの位置まず見せてくれという形で遊佐町を訪問してくれました。ウェブ会議ってどこでどう見られているかわからないのですけれども、しっかりと伝わっていくのだという形でいきますと、東北整備局の建政部部長と係長と3人でこの現場を見に来てくれたということ、非常にやっぱりウェブ会議というのはお邪魔しなくても、訪問しなくてもネットでつながって、それが情報の発信という意味と、それから受け取る側の一致したところにはしっかり来ていただけるといううれしいことがありました。昨日私は現場まで行って、実はここにこういう形で、道路はこんな形でという説明を申し上げたところです。当初の計画、大分違うみたいですが、国交省はそれらについて対応してくれるのでしょうかというお話を部長に申しあげたら、最初の計画とはそれはだんだんやっていくと違ってくるのが当たり前なのだから、その辺怖がらないでどんどん発信してくださいよという、そんな大変うれしい発言もいただきましたので、やっぱりデジタルだろうが会議は会議ですから、しっかりそれら等の機会を捉えて発信していくことの大切さを逆に国のほうから教えていただいたと、そんな思いであります。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） そういうきっかけである事業が結びついたということですが、職員の体制についても質問したところなのですが、意外と答弁ないということは、そこまで考えていないということだと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） すみません。お答えを申し上げます。

私は、本町でもデジタル推進室等やっぱりセクションを設けて、そこを中心にして、やっぱり町のデジタル化を進める中心をしっかり新年度には設置をしていきたいと、このように思っています。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） すみません、駄目出しの発言しまして。

やっぱり正直言えば、先ほど壇上で言いましたとおり、職員についても得意の分野、不得意の分野は当然ありますので、やはり先ほど言った人事異動もありますので、全員がスキルアップするような対応が必要なのかなと。そういうことであれば、ぜひ今最後に述べていただいた対応をしていただければと思います。

それで、総務課長のほうにちょっと質問を若干、関連質問として質問させていただきます。実は今新庁舎建設中でありまして、私たち今日も向こうの西側の駐車場に車を置いてこちらに歩いてきていますが、実は何らかで来たときに、ちょっと車の中で、早く着いて、おりましたら、職員が公用車で帰ってきた経過があります。なかなか降りなかったのです、車から。まさか喫煙はできませんので、喫煙するのではないかなと思って見ていたら、いろいろ下のほうを見て書いているものがありました。というのが運行管理簿というのですか、それを書いているということは後から分かったのですが、この公用車の使用簿、これについて多分紙ベース、車の中で書いているくらいですから、紙ベースだと思うのですが、その辺の公用車使用簿、それからそういうデータの集計など、それについて、とんでもない質問かもしれませんが、

1つ質問させていただきます。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

公用車の使用簿につきましては、ご指摘のとおり紙ベースで記入をしております。管理につきましては、所管の公用車の管理をしている各課において行っていただいているということになります。あと、データ集計等につきましては、これは遊佐町自動車運行管理規程というのがありまして、その中で自動車使用簿を備えまして、使用の都度、用務、それから用務地、経路、使用期日、使用時間、それから走行距離等の事項を記載することになっておりますので、それを記載していただいて、そして使用者の申出の内容について確認を行っているという状況でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 実は今総務課長の答弁に出てきた遊佐町自動車運行管理規程というのがあるようでした。それで、印刷を見ますと、つくったのが昭和45年の5月2日、私が中学校3年生の頃だと。それで、施行になって、訓令で改正あったと思うのですが、それが昭和63年、まだ私が頭が黒くて若い頃のこととございまして、そんな中こういう運用はされてきていると思います。そうしますと、この5条のほうに最初に使う方は使用申込みをすべきだと、これが5条に書いています。それで、第8条のほうにはその結果を書いて、それを保管して、これが運行事務管理主任という方がいるようですが、これに記載をして管理をするというようなことがあるようですので、これが紙ベースでなっているのだと思います。

それで、何でこんなことを申し上げますかということ、ちょっと平成30年の3月8日に私どもに配られました監査委員の平成29年度定期監査の報告についてということのある項目のところ、この運転管理日報に関する運行状況のことがございました。ちょっと私にしかこれございませんが、はっきり言えば、最も簡単な紙ベースということからいけば、今あるグループセッション的なものを事務方で運用している状況ですので、初歩的なことですが、そういう運行管理簿を、これからだんだんタブレットも職員に広がっていくと思いますので、一つのきっかけの事例として、そういうものも紙ベースではなくて、そういうものから取り組んでいったらどうかというちょっと思いでございます。若干総務課長、話あればお願いします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この遊佐町自動車運行管理規程につきましては昭和45年にできたと、改正が63年以降なされていないということで、若干運用的に合っていないところが多々見られるということとありますので、その改正は適正にしなければならぬということは感じているところであります。今現在、公用車の使用につきましては、使用するしないにつきましてはグループセッション内で利用できるようになってございます。ただ、その記録に関しては、今ご指摘がありましたとおり紙ベースで行っているという状況ですので、それも含めてグループセッション内でできるのかどうか、そういったことができれば一番いいわけでありましてけれども、そこも含めて今後の検討になろうかと思っております。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 一つの事例として申し上げます。



それで、デジタル化が今後進むと思われませんが、副次的な効果としては、電子記録することによって検索性が高まるといいますか、紙だと1つ探さなくてはいけないのですが、一つの字句を入れればある程度早めに見つけ出すこともできるということもありますし、例えば前も申し上げたかもしれませんが、いろいろな計画、行政ですので、町にも多くの計画書がございます。そういうものも保存の仕方によっては非常に閲覧もしやすくなるのかなと、そういうことではありますし、我々議員も今後タブレットになってきたときは、そういうものを活用すれば非常に町民に対する説明も高まる一つになるのかなと思っております。

続きまして、住民への情報の在り方について質問を移ってまいります。11月の2日の日から町では公式アカウントによるフェイスブックとインスタグラムを運用開始されたようでございます。それで、壇上でも触れましたとおり、以前の一般質問でも述べさせていただきましたが、フェイスブック、先ほど答弁にも、本宮副町長の一般行政報告にもありましたが、フェイスブックについては開始して1か月ほどですから、想定もできますが、11月30日で49人のフォロワー、ちょっと私見ますと12月6日の時点で63人まで増えているようですが、アクセスも310前後ということだんだんと浸透はしてきているように考えられます。それで、基本的にこのフェイスブック初めて運用されましたので、今町内でも一つの話題となっておりますコロナ感染症の状況の情報ですか、これもこのフェイスブックに載るのかなということですぐ見たところ、なかなか載ったのが12月1日の、時間を申し上げますと5時44分で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行という警告を出す文書が載っておりました。そんな状況の中で27日ですか、私ちょっと夕方ここにいたのですが、町内で何か異様な雰囲気、職員がどこかに集まって、何か課長方の話を聞いているような風景があったのですが、その辺の内容が翌日配られました町民の皆さんへという町長のメッセージでございました。感染に関する内容でございましたが、その件に関しては11月27日ホームページのほうにバナーが設けられまして載っておりました。ただ、あの文書が配られた以降、実は町民の方から、おまえは議員だから覚えているだろうと言いながら何かいろいろ問合せがありました。それぐらいいろいろ大変なことだったわけなのですが、そんな中でこの各戸に配布された文書については、うちにいる方は見れるのですが、それがもうこたつの上にぽっと置いてしまうと、なかなか若い人は、外に出ている若い世代は見ないのではないかと多いのかなと思います。それで、この文書についてはフェイスブックに当日以降アップはされていなかったわけなのですが、所管が総務課長の方ですので、お聞きしますが、慣れないという部分もあったかもしれませんが、この件に関してフェイスブックのほうに上げるような検討されたのかどうか、お伺いしたいと思います。お願いします。

議 長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

結論から申し上げますと、検討はしなかったということであります。理由につきましては、ホームページにアップしたこと、あとそれから紙ベースで全戸配布をしたということにはよりますけれども、今思えば議員から説明の中にあつた、要するに若い人方から見ていただくということを考えれば、考える余地はあつたのかなというふうには思います。当日、緊急の事案でありましたので、正直なところ、フェイスブック、インスタグラム、頭になかったというのが正直なところでございます。

議 長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） 先ほど触れましたが、やっぱり慣れないという状況もありますので、それで実はこの質問の内容書いておりました12月6日の日、酒田のほうで大規模クラスターが発生しましたが、それについてはリアルタイム酒田というフェイスブックのほうにも載りましたし、後ほど申し上げますラインのほうでも来たような状況でございます。私がこの質問をすることを通告したことが原因かも分かりませんが、早速昨日の夕方からは町のほうのフェイスブックにもこの情報が載っている状況でありますので、やっぱり家族にも言いますと、このように出るのだなということも理解をしていただいたところでございます。

それで、質問を続けますが、一応町が町民の方へ情報発信する手段としては、今のところ広報ゆざ、これは月初め、それからお知らせ号が中旬にあります。これ紙ベースになります。そのほかホームページのほうでICT系で公開しているわけですが、それに加え11月からは今言った2つのものが加わったと。紙ベースは確実に伝わる一方、やっぱりスピード感がなかなか遅いという課題があると思いますし、逆にICT系の例えばフェイスブックとかインスタグラムは、多くの情報を早く伝えることのスピード感はあるのですが、なかなか見る側のほうもその意思がないと伝わらないということがあります。町としては、やっぱり1つの方法で提供すればいいということではなくて、やはり紙は紙で大切です。フェイスブックとか、そういうものを使うのも、だからいろいろなルートを使って提供することが必要だと思います。

それで、ちょっとまた時間も押してきましたが、最近高齢者が非常に合わないのではないかという発言するところがありますが、例えばガラケーを持っている、俗に言うガラケーで対応しているお年寄りの方については大変だという部分があるかと思いますが、ちょっと自分があるところで見たとを申し上げます。2つほど申し上げますが、実は事例の一つとして、私のうちに70歳超えたくらいの方がお見えになりました。それで、過去の議会の内容の発言についてちょっと聞きたいことがあるということでございまして、いろいろ聞いていましたら非常に詳しく時系列的に分かって質問を受けたのですが、どこからそんな情報を得たのですか、誰かから聞いたのですかと言ったら、ホームページを熱心に見ていると、そういうことでした。私以上に勉強しているなと思いましたが、ただこの方が言ったのは、非常に町のホームページがちょっと入っていくのが見づらいというか、到達するまでの時間がかかり過ぎるというか、分かりづらいということをおっしゃっていました。あともう一つは、酒田のほうに買物に行ってレジのところに行っていましたら、ちょっと高齢の女性が見えまして、現金出すのかなと思ったら携帯出して、それを電子決済というのですか、えっ、私よりかなり年上の方なのに、そんなことできるのだなとびっくりしたのですが、ですからお年寄りだからといって、ちょっと先入観で物を見れないのかなと、そう思ったところでございます。これは、一つの例でございます。

それで、総務課長になるかと思いますが、ホームページが見づらいという、分かりづらいという意見もあったものですから、今のホームページいつ頃開設されて、リニューアル等の計画はあるかどうかお伺いしたいと思います。

議 長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

本町のホームページにつきましては、当初酒田の業者のエリアに教育委員会のほうで作成して公開したのが一番最初ということでありました。そして、ホームページのコンテンツを管理するシステムを現在の

ように導入し、運用を始めたのが平成15年ということであります。その後の平成23年にそのデザインと、それから機能向上のための検討委員会を立ち上げまして、山形県、それから山形市、酒田市と同一の現在のシステムを導入したという流れになっているようでございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） リニューアルのことも質問したのですが、答弁ないということは多分ないと思いますので、ただ見やすく、分かりづらいという意見もあるということは一とつ認識をしていただいで対応していただければと思います。

それでは、最後というか、次のラインのこと、提案しましたラインの使用のことについて触れたいと思います。実は三川町、長井市のほうで提供、使用していることは前から知っておりまして、私の所属します総務厚生常任委員会のその他のほうでお配りをした経過がございます。そんな中、12月から酒田市でも利用したと、開始していると、そのような状況があります。実は三川町と酒田市のラインのほうに友達登録をしたところ、頻繁にいろんな情報がライン上に入ってくる状況にあります。観光面とかいろいろな情報は当然さることながら、災害に関する情報も含めて多岐にわたる情報があります。それで、例えば今の新型コロナについては、非常に今起きていること、情報流れてきますので、非常に緊張感を持って知ることができるようになります。それで、一応三川につきましては今年の6月に、それから酒田については12月に先ほど言ったとおり友達登録をしたのですが、情報だけではなくて町のホームページ、それから広報みかわですか、そこにもアクセスをできるということになります。そんな中で、やはりホームページ上でいろいろな情報を得ることができますが、やはりスマホのラインというものから入っていくと非常に入りやすいといえますか、そういう状況にあります。実質、先ほどから触れていまして酒田市の例では、新型コロナの関係で発生した事案が即座に県の発表を受けて、その後すぐにラインに載ってきたということもありますので、非常にスピード感のある情報の提供であったと。もう一つは、12月6日の日に2つ目の情報として、本町に2人目の感染の情報がありました、それもこのライン上で来ました。そうしますと、今のクラスターが発生している場所での方だということわかりますので、町民の方もそれなりに理解は深めることができたのかなと、そのように思いますし、やっぱり正確に情報伝わるということがある程度手段を選ばない、いろいろな手段を使って発信すべきではないかと思えます。

それで、実は先ほど申し上げましたとおり、私も30年の9月4日のこの議会でいろいろSNSを使うようなことはできないかということで質問しましたところ、当時の総務課長からは、そういう運用状況にはないという答弁を受けました。今時代が変わっておりまして、このように変化をしておりますので、それなりにいろいろな情報が出せるところもありますので、何とか実現に向けていただきたいと思えます。

それで、何回もこのラインによる情報提供のことを申し上げていますが、確かな情報をスピード感を持って提供することが、今言ったとおり町民の方の混乱を避けることにもつながるのかなと、正しく知ることによって混乱を避けるということにもつながると思えます。一方で、町のホームページにアクセスすればそれなりの、先ほど総務課長からあったとおり、公開をしていることにはなりますが、なかなかパソコンとかから入っていかないと見づらいという状況もあります。それで、酒田市のラインの状況を見ますと、防災関連情報というのがありまして、先ほど壇上で言いました防災ラジオ、それから洪水ハザードマップ、津波

ハザードマップ、避難所、消防署の消防出動状況など多岐にわたる項目がありまして、それを押すと瞬時にその情報に行くという状況がありますので、非常にこういう項目については、今町内には、先ほど申し上げましたとおり、防災ラジオ配置をしておりますが、それを含めて全町民に早く伝わる可能性があるのかなと、そう思います。

それで、また総務課長なのか分かりませんが、企画課長になると思いますが、無料通信アプリ、ラインの使用を提案しているわけですが、やはり何回も同じこと言えば、確かな情報を早期に提供できるというメリットがあると思います。これは、決して経費のかかるものではございませんので、ある程度経費を抑えて提供できるものと含んでおりますので、今度は企画課長になりますか。では、一応この導入について質問させていただきます。

議 長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

ラインの活用については、他の自治体で確かにこういった活用事例があるというふうなことでありますけれども、現時点においては導入は検討していないということでもありますけれども、いわゆる現代のコミュニケーションツールとして浸透しているということからも、関係部署との調整を図りながら、既に導入している自治体での活用事例と効果等について調査をしまして検討していきたいというふうに思っているところであります。情報伝達手段については、やはり大変多くのツールがあることによって、より多くの皆さんにより正確に伝わるというふうなことだとも思いますので、そういった意味では検討していく必要があるのだろうというふうに思っております。一方で、それぞれの情報量の特徴とかもあります。やはりホームページですと、本当にいろんな情報を網羅的に載せることができる。あるいは、フェイスブック、こういったSNSですと簡潔に的確に伝えると、そういったような役割もありますし、あるいは更新をすると通知が来るというふうな特徴もあるようでございますので、そういったところを踏まえて検討していく必要があるかなというふうに思います。一方で、同じ担当者がホームページも更新をする、SNSのほうもやるとかって、こんなふうと同じような中身を複数回やらなければならないといったようなこともあるかというふうにも思いますので、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

議 長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7 番（菅原和幸君） それでは、ちょっと最後にまとめというか、触れたいと思いますが、大体初めてのことに取り組む場合、ほとんどの人が不安を抱くわけでございまして、その結果、これはできないということで否定に入る、拒否するといいますか、そういう動きがあると思います。それで、壇上でも触れましたが、議会でも連絡システムであるグループウェアの導入を9月の議会で議決いただいて今やっております。先日いろいろな打合せをこの議場の2階でやったところ、なぜ事前にグループウェアで送らないのでしょうかという質問をされましたので、最初はちょっと皆さんどうなるか分からない状況もありましたが、議会内でもそういうデジタル化による情報のやり取りといいますか、それが定着しつつあります。

それで、先ほど触れましたが、酒田市の市役所でありました決済サービスの説明会、お年寄りには来ないのかなという前提があったそうですが、多くの高齢者がその説明会に来たということも聞きました。それで、できれば、今企画課長の答弁にもありましたが、頭で考えて行動を起こすのも大切ですが、ある一定の視点からまずスタートしてみるということもあってもいいのかなと。大変事務量的に増えるということ

は分かりますが、検討をお願いしたいと。

最後に1つの言葉を言いますと、私が民生委員していたときに時田町長が講話として見られました。その言葉が、あえて言えばサントリーの佐治さんの言葉どおり、まずはやってみなはれという言葉を用いたのがちょっと思い出しましたので、まずはやっていただきたいと、ラインの使用も含めて、そういう情報の公開をやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 新型コロナウイルスが我が町でも猛威を振るい出し始めました。その中で、皮肉にも今年度の現代用語流行語大賞が3密と発表があり、今年一年がコロナで始まった一年と実感するところであります。人は慣れというのがありますが、改めて3密を心がけ、気を引き締めて、次に迎える新しい年が普通に暮らせるよい年であることを願っております。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。振り返りますと、今年の3月定例会議会で貸し工房改修追加工事、1階エレベーターホール改修工事、1階トイレ通路改修工事費等の補正が上がったことは、まだ記憶に新しいかと思います。西遊佐地区の旧八福神跡地に総額4,580万円を超える事業費で開設された共同加工所について伺います。

町では、この施設を所有する町内企業から賃貸し、2年目に入りました。3年目に入る来年度からは、賃貸料として275万円の全額負担となります。遊佐町地域活性化拠点施設、共同加工所としての活用として、現在貸し工房の利用は2事業所からの利用があるようですが、共同加工所に関してはまだまだ利用の頻度が当初の予定には達成していないように思います。貸し工房利用者と一般者が加工所を共有利用するのに当たり、衛生面での対応や利用に対しての保健所への手続など、利用者にとってはかなり複雑な様式ではないかと思われます。今後大きな事業を抱える町での財政の支出が大きくなっていく。そんな中で少しでも経費の削減をして節約をしていかなければならないはずであります。商売感覚で考えれば、加工所事業の収益の中から経費の支出をしていくのが事業としての本意と考えますが、開設に至るまでの経緯と開設に向けての事業計画はあったのか改めて確認をし、また今後どのようなセールスポイントをもって利用者の拡大を図っていくのか、その所見を伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、2番、那須正幸議員に私から答弁をさせていただきます。

初めに、遊佐町地域活性化拠点施設の開設の経緯について説明申し上げます。旧産直え〜こや八福神が平成29年4月に閉鎖し、その後の建物の活用について当該事業所より相談があり、町としては様々な諸課題を解決するために有効活用すべく、各課の担当者による利活用検討プロジェクト会議を設けてその活用を検討してきたところであります。その中で、町内の食品製造事業者等との意見交換会やアンケート等を実施し、特に農業者の方々より自ら生産した作物を使い食品加工に取り組めるよう、加工所の設置についての強い要望があったことなどから、町が施設を借り受け、整備し、遊佐ブランド推進協議会が伴走型の支援を行うことで食品加工に取り組みやすい環境をつくることができると考え、事業を進めてきたという

経緯であります。

さて、共同加工所は昨年度末に整備され、今年4月に施設見学会を行い、オープンする予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため一旦中止とし、改めて6月に見学会を開催したところ、27名の方から参考をしていただいたところであります。施設見学会に参加した方でも利用に関し積極的に相談あった方は2名で、その後食品衛生責任者の資格を取得し、自家の春野菜の加工に向けて現在準備を進めている状況であります。また、山形県主催の研修会参加者や11月に視察においでいただいた庄内地区農業委員会女性の会の皆さんからは、かなり関心を持たれ、数人から利用したいとのご意見をいただいたところであります。ただ、視察見学から約5か月経過しましたが、現在の利用件数は山形県などの行政機関の研修が11件、一般の方の利用者は5件と、令和2年度当初歳入予算を大きく下回っている状況であります。視察や研修に参加いただいた中で、農業者からは、農閑期にならないと食品加工に取り組むことができないという意見もあり、この12月以降、施設見学会と研修会を毎月開催し、利用推進に向けた事業に取り組んでいく準備を進めているところであります。これまで施設に常駐する職員がいなかったため、施設見学は相談や予約をしていただいていたからの対応でしたが、次年度より遊佐ブランド推進協議会事務局を常駐させることですぐに対応できる体制となるところであります。共同加工所を利用して商品を加工して販売する場合は、保健所の営業許可や衛生管理に対する知識も必要となり、その手続については少し複雑となっております。しかし、法的に定められていることであり、これを省略することはできませんが、町としてはその説明や手続の方法などを支援することも、できる限り利用しやすい施設となるよう協力していくつもりであります。

現在遊佐ブランド推進協議会では、共同加工所から販売につなげるため、通信販売サイトの立ち上げを進めています。並行して共同加工所利用者の会等を立ち上げ、本町オリジナルの統一パッケージやラベルを作成し、新たな特産品だけでなく、これまでの特産品についても再度ブランド化を図り、通販サイトへ掲載する流れを検討しているところであります。共同加工所の利用により生産から加工、販売まで完結することを目標に、加工品のブランド化及び販路拡大事業に広がりつつ、継続して実施できるよう、今後も支援を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。  
(午前11時50分)

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。  
(午後1時)

議長（土門治明君） なお、吹浦小学校より傍聴の申請がございましたので、遊佐町議会傍聴規則第7条第4項の規定により許可したので、報告いたします。

また、吹浦小学校及び企画課より写真撮影の申請がございましたので、傍聴規則第9条の規定により許可したので、報告いたします。

2番、那須正幸議員の再質問を保留しておりましたので、再質問をお願いいたします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） それでは、午前中の質問でしたので、午後からのまた引き続きということであり  
ます。町長から共同加工所の開設に向けての経緯、それから現在の進め方という答弁をいただきました。  
何で聞くかという、実はこれ私が議員になる前のことで、私はこの3月の補正がついてから内容を大体  
把握しているところでありましたので、ぜひ町民の方々にも改めて周知をしていただいて、知っていただ  
くことが大切なのかなと思って今回こういうふうな形で一般質問させていただきました。

その中でやはり一番気になったのは、今現在はもう全て加工所として運営をしているのですけれども、  
なぜ町の商業施設、商業をやっている方々、経営を会社している方々が持っている施設を何で町で運営し  
ていかなければならないのか。通常であれば、商業施設であればどこかの不動産会社、大手の不動産会社  
が入って、ある程度ほかの商業施設へお貸しするとかお売りするというのが通常のそういった形の商業施  
設の利用ではないかなと私は思うのですけれども、なぜ大阪有機さんが所有の施設を町が借りてまでもや  
らなければならない、その理由をちょっとお聞きしたいと思しますので、よろしくをお願いいたします。

議 長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

先ほども町長答弁にもありましたけれども、この件については私も、産業課が担当する前の話ではあり  
ましたが、まずは加工所等の建設について、平成26年頃から町民の強い要望があったというようなお話は  
前の担当者から聞いてはおりました。ただ、当然その建設には多額の費用がかかるわけでありましたので、  
そのまま見送りになっていたと聞いております。そんな中、旧産直え〜こや八福神の廃業というようなこ  
とになりまして、すばらしい建物というか、数億円かけて建てた建物が空いているということで、その活  
用については大阪有機化学工業から相談があったというようなことを聞いております。町としては、先ほ  
どの町長の答弁にもあったように、様々な課題を解決するため、また有効に活用すべく、各課の担当者  
による利活用の検討プロジェクト会議を設けまして、その利用について検討してきたということであり  
ます。その中で、産業課といたしまして、以前から加工所建設に強い要望があったということと六次産業化の推  
進と食品加工に取り組もうとする方を支援することが多額の建設費用をかけずに実施できるということに  
もなりますので、さらにプロジェクトの中では各課からの具体的な活用方法も提案をされなかったとい  
うこともありまして、加工所建設に取り組んできたというような経過でありました。

以上であります。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からお話を伺いまして、その関連性という内容でご説明をいただきました。  
これ遊佐町民の方々、なかなか知っている人がいないのです。何で遊佐町であそこをやるのだと、そう  
いったところも踏まえまして、こういった形でやっているのだというふうな形をやっぱり明確に示して、町  
民の皆さんにはそのご理解をいただくのも必要ではないかなと思っております。

その賃貸料に戻りますけれども、年間約300万円の賃貸料が来年度から発生します。300万円といえば、  
町で行っている予算からしてみればそんなに大きな金額ではないというふうな方もいるかもしれませ  
んけれども、一家の大黒柱の男性が1年間働いてやっと稼げる所得の300万円です。その300万円を賃貸料とし

て借りている物件にお支払いをします。それはそれで、賃貸という形で建物を建てるよりは安いと言われれば安いのでしょうけれども、先ほどもお話をさせていただきましたが、この事業をするに当たって試算なり、もしくは計画なり、そういったところ、庁舎もそうですけれども、私も商売をやってきて、もともと商売人で育ってきた中から見れば、融資をしていただくという形を見れば、試算書、決算書、計画書を出して初めて計画の融資がなるわけでありまして、この施設に関しまして計画書や予算書などがあつたのかどうかという私の壇上での質問でありましたので、その辺のところのお話を伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

まず、何か誤解があるといけませんけれども、町としては町民の要望もあり、町民のためになる施設の建設を行って公共サービスを実施する立場でございますので、決して売上げ等を求めて収益増を目指すというわけではないわけでありまして。そのために活性化施設の売上げなどの計画については当然作成をしていないわけですし、ただ利用してもらった場合の使用料等については予算計上しているというだけということになります。あくまでも施設の目的として、農家の方々などが六次産業化に取り組む上で、食品加工機材等が非常に高額であるということもあって取り組みにくいということ、あと食品製造する上での食品衛生責任者等の資格や営業許可や衛生管理の知識が不足しているということもありまして、遊佐ブランド推進協議会で後方支援をしながら、食品加工に取り組みやすい環境をつくっていくということを目的としておりますので、その辺をご理解いただきたいと思いますところでありまして。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今利益を求めないという形で、町民の方々へのサービスという形でやっていくという形のお話を伺いましたけれども、その中で先ほどからブランド推進協議会というお話が出ておりました。この事業をするに当たっても、計画の中ではその方々も一緒にやられてきたのかなと思っておりますけれども、ブランド推進協議会の中の方々に加工所を利用している方々は何組くらいいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

現在のところは、ブランド推進協議会で優良特産品部会等ございますけれども、その部会に所属している皆様からの利用については今のところはございません。ただ、その部会の皆様については、既に食品製造等、自社あるいは個人のお宅にて行っている状況でありますので、加工所の利用についてはありませんけれども、活性化施設の管理等については、先ほども話しましたようにブランド推進協議会が、今は予約等の受付等を行っているだけでありますけれども、加工所を利用した県主体の食品加工等の研修会、それらの参加でありますとか見学者への対応と、ブランドで受付等の事務を行っているという状況であります。今年度赴任しております地域おこし協力隊の中島氏におかれましては、加工所を利用した遊佐町の農産物等を使った特産品の施策も随時行っているという状況にはなっております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からもご説明がありましたけれども、やはりブランド推進協議会の方々はご利用はまだいただけていないというお話がありましたけれども、その関連に伴いまして、先ほど町長の



答弁の中でもありました、共同加工所見学会を開催したところ27名の方から参加していただいたと。また、施設見学に関しては、相談があったのは2名という形でお話がありましたけれども、その27名の方々、例えば町内外、もしくはどのような関係の方々からの参加があったのか、少しお話を伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

27名の見学者でございましたか。

（何事か声あり）

産業課長（佐藤啓之君） 見学者につきましては、今ちょっと当時の資料を持ってございませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） それでは、後で伺いたいと思います。

ご利用いただくということは、利用者があるということは、ないよりはいいわけではありますけれども、現在2つの事業者の貸し工房の利用があると伺っております。現在のこの状況から見ると、その2事業者のために今回の加工所を開設したようにも私個人としては見受けられるのですけれども、今後ほかに私も来年度からその貸し工房をお借りしたいといった場合、こういった対処を取られるのか。もしくは、また要望によって利用者が多くなった場合には加工所の増設ということもあり得るのか、その辺のところを伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

貸し工房の利用者につきましては、一応遊佐町で生産された農林水産物を利用した特産品の開発でありますとか、特産品の事業拡大等を行うことを目的としている方に限定をしております、加工所の工事費、これまで改修した費用でありますとかこれからかかります維持経費、共用部分の利用経費等を踏まえまして、使用する床面積から算出しております応分の賃料をお支払いをいただいているところであります。ただ、固定資産税相当の賃借料になりますと、施設全体を利用して初めて回収できるということになりますので、まずは今現在空いておりますスペースを早く解消するということを目的としているところであります。現在2階部分の利用について、先ほど来申し上げておりますが、ブランドの事務局を2階の南側の一部の事務室に移動していただきまして、ブランドでまず一面を利用するという形にしたいと思っておりますし、その中で活性化施設全体の管理でありますとか施設の利用の受付業務等を行っていただく予定であります。さらには、貸し事務所として利用したいという要望が数社からございますので、その方々を同じ2階の南側部分についての空きスペースを利用していただける状況にございますので、もしそうなればそれぞれ床面積に応じた利用料は頂戴をしていきたいと思っております。ただ、同じ2階の北側の旧レストラン部分については、まだ具体的なプランもなってございませんので、希望による貸し事務所的なものにするか、イベントスペースにするとか、それらについては現在検討中ということでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からも答弁がありましたけれども、この利用に関してなのですけれども、どうしても加工に関してもう少し事業者が増えてくるということも当初は想定はあったのかなと思ってお

ります。やはり加工所もそうですけれども、そしてその事業所もそうですけれども、貸し工房のほうもそうですけれども、当初の予定ではもう少し利用者が多く、もう少し活発的に稼働ができるような状況ではなかったのかなと思っております。昨今、今このコロナ禍によりまして、やはり人の動きが少し鈍くなっておりますけれども、やはり経費というのは必ずかかるものでありますので、この施設を何年契約で大阪有機さんのほうから賃貸しているのか、また町の財政によって利用ができなくなるような状況が生じた場合にそういった中の施設は、設備はどういった形で回収するのか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

年間の賃借料につきましては、大阪有機工業さんが負担することになっております固定資産税相当ということで、総額では250万円程度という予想をしております。ただ、これまで改修した加工施設については、1階部分の3分の1程度の面積でございますので、それらに沿って大体200平米程度の面積割合でいきますと30万円程度の賃料ということで、2019年度はその金額。2020年度に、今年度につきましては、大体全体の60%相当ということで150万円程度の賃料の予定ということになってございます。なお、来年度については全体を利用するための計画になってございましたので、一応来年度からは250万円程度、固定資産税相当分の賃料を支払うというような契約となっております。ただ、町のほうで加工施設として整備はさせていただきましたので、これを1年、2年で契約をほごにするというようなことは大阪有機のほうでも考えてはございませんが、一応長い契約期間にしたいということで大阪有機さんのほうとは相談はしております。10年、20年の長い期間でという要望は出してはございましたが、一応当初の大阪有機さんのほうからお話ございました、今回1年目、2年目、3年目ということで契約はしておりますけれども、4年目以降はさらに期間を5年間ということに延長して再度契約をし直すという形でお話はしておりますので、今後そのように契約をしていきたいと考えているところであります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 新しく5年契約でというお話が今ありました。当初、加工に関してですけれども、仕様書を見ますと誰でも加工できるような状況の内容ではあったのかなと思ってございました。開けてみるとやはり保健所の許可を取らなければ売ることもできない。売らないものに関してはそこで加工はできるのかなと、そんな内容の仕様書ではなかったかなと思っております。長く契約していく中で、やはり利用者の方々にもぜひ数多くの皆さんからご利用いただき、そんな内容につきまして、その料金について少し伺いたいと思います。共同加工所1時間400円になっています。また、共同包装室、くるむところですね、1時間100円、それから倉庫、食品倉庫が1時間100円で、利用時間大体1日7時間で換算すると4,200円ほどになるようではあります。食品加工の販売で、数量にもよりますが、材料費プラス4,200円プラス人件費、販売する方々から見ると採算が取れる金額かどうかというのが一つ上がってくるのかなと思ってございました。また、この料金というのは、いろいろ全国調べてみますと、北海道のほうにもこういう加工所がありましたので、その中ではそんなに高くはない料金かなとは思っておりますけれども、やはり長く多く使っていただくためには少し、1時間、2時間単位での料金はいいのですけれども、やはり1日貸切りで使っている方々が、例えば加工に関しては1日使う方々もいると思うのですけれども、そういった方々に対

して1日料金で4,200円かかるところを例えば3,500円くらいとか、もう少し軽減して1日なるべく使ってもらうような形でのそういう体制はできないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ご質問の利用料金についてであります。これまで加工所整備に要した改修費、それから維持管理費、経費等を含めて算出した額を基に近隣市町の同様の施設の利用料でありますとか県の類似施設の利用料等を勘案しながら設定をしたところであります。共同加工所の規模から採算が取れるほどの量の製造については困難であるということは私ども承知はしておりますけれども、加工所の本来の目的として、あくまで食品加工に挑戦するための第一歩としてその商品の試作や試験販売を目的とした製造を想定しているということでもありますので、本格的な採算ベースの取れた製造については考えていないと、そういうような設定になっております。そういうことをご理解いただければと思いますが、提案がありました1日の利用料金の設定については、利用者の利用時間を踏まえながら、今後設定する必要もあるかとは思っておりますので、ぜひその件については検討させていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 検討していただくということでありましたので、ぜひやはり利用しやすい体制づくりをつくっていただいて、どうしても毎日あそこの前を通ると、真っ暗で何をやっているか分からないのです。やはりもう少し活用が見えるような形で町民の皆さんにもアピールをしていただければいいのかなと思っておりました。その中で、私たちも管内視察で中の施設を拝見させていただきました。今現在2つの事業所が入っているわけでありましてけれども、その入っている業種に関しては別々な業種ではないかと。ただ、食品加工に関しては同じ食品加工という形ではあるのですけれども、そのほかに加工所の利用する方、もしくは1団体が入った場合、3つの事業所がその中で動くわけでありまして。先ほども私申し上げましたけれども、保健所の許可というのはやはり食中毒や、そういう細菌に関しては命に関わるものですから、かなり厳しい審査の内容になっているわけではありますけれども、その加工所の中で1つのトイレ、共同トイレ、それから更衣室、もしくはそういった施設がありますけれども、今現在の施設の中でほかの事業者同士の感染に対する対処といえましょうか、現在の施設の使い方のままで可能、大丈夫なのかどうかです。2つの事業所と、加工所3つが使った場合にその中で施設のトイレの手洗いとか、そういった感染に関しての利用は今現在の施設で可能なものでしょうかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ご質問の貸し工房2か所と、あと一般の方が利用できる共同加工所ということで整備をしておりますので、そちらの共有部分もございまして、それらの行き来した場合の衛生面での問題がないかということだと思いますけれども、まずは加工所への改修工事に伴いまして、最初に庄内保健所に食品衛生法上の課題や営業許可の関係等相談はしておりました。その中で共用するものの中にはございますけれども、それらについては法的に問題はないと確認はさせていただいております。また、貸し工房については、基本的に製造工程におきまして共用ツールを使用することはないといった構造になってございますので、衛生面で

の対処はそれでできていると考えているところであります。ただ、共用でございますので、貸し工房に対する共同加工所からの様々なリスクの可能性はなきにしもあらずということもございますので、まずは共同加工所の利用をされる一般の方々にはしっかりと衛生管理に努めていただきたいというふうに事務局のほうで指導しながら努めてまいりたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） やはり食べ物にとって細菌というのが一番の天敵でありまして、1年間通して一生懸命やったものが一瞬でなくなるという、そういった危機感もありますので、ぜひそういった細菌に関しては特に気をつけて、なるべくそういった形で対処できるようにしていただければなと思っております。

実は私、遊佐町のホームページもそうなのですけれども、ブランド協議会のホームページも開けてみたのですけれども、この加工所が載っていないのです。1年くらいになるのですけれども、ブランド推進協議会の中にはこの加工所という一文字も入っていない。遊佐町のホームページから産業課のホームページに入っていくと、加工所始めましたというコラムがあって、そこから少し出てくるのですけれども、やはりこれから推進協議会のほうでもいろいろと展開していくような形で先ほども話を伺いましたので、ぜひそういったPRも含めて表に出して、やはり遊佐町でも加工所をやっているのだと、ぜひ町内外からも利用していただくような形で今後PRのやり方を考えていただければなと思っております。現在もご利用者は少しはあるようですけれども、今後、先ほども質問の中で伺いました、このセールスポイントをどのような形で持っていった進めていくのか、その辺のところを伺いたしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

先ほどご質問でちょっと答弁保留しておりましたが、6月の施設見学会には27名の方が参加をさせていただいたということで話をしておりました。答弁漏れだったその参加者の内訳でありますけれども、町内の方が15名と酒田の方が2名、それから庄内町の方が4名、県関係の職員が3名、企業さんが1企業、それから秋田県の一般の方が1名、議員の方が1名という27名の内訳となっておりますが、そのようなことで見学会を行ったわけでありまして、この庄内管内については、町の活性化施設のようなレベルの設備で実習を伴うという食品加工や施設の衛生管理の研修を開催できる施設があまりないという状況でございましたので、県の食品加工等の研修会場としてこれまで何回かご利用をいただいておりますし、あと庄内地域で食品加工を行っているグループやその研修を受講している方々にもそういった県の研修会で利用されている関係で、そういった方々に非常に、研修会に参加をしておりましたので、そういう方々にも非常にPRするいい機会、貴重な機会となっていることは確かであります。現在も研修や見学等で加工所を利用した一般の方々についてはこれまで95名いらっしゃいますので、共同加工所の利用については先ほど来少ない件数で5名、5件ということになってございますが、研修会へ参加されている方や見学者の皆様からは特にレトルト釜の野菜の製造についてや食品乾燥機によります乾燥野菜やドライフルーツの製造等について大変質問が多かったと聞いております。そういったことを踏まえますと、非常に加工所への関心については関心があるのかなと思っておりますので、これからもそういった研修会を開催をしながら、加工所の利点についてもPRをしていきたいと思っております。ただ、食品を加工して販売を行ったことがない方々にとっては、本当に衛生面での制約でありますとか殺菌や消毒の考

え方等について、非常にハードルが高い状況となっております。そのために実際の利用にはあまり件数が増えないのかなと思っていますところであります。

なお、加工所を利用する際の注意事項や必要な資格や許可関係についての周知についてでありますけれども、町のほうで行っております出前講座もございますので、そういったメニューにも取り入れていただきながら、気軽に各集落何回も出向いていながら、そういったこともPRをしていきたいと考えているところであります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからご説明がありました。これからの取組ということでいろいろな課題があるかと思えます。当初この加工所を開設するに当たってやはり一番最後、食品加工の行ったことのない方にとって、衛生面や消毒や殺菌の仕方、そういったことがやはりハードルが高いと。そんなことも含めてやはり研修会などを行って、今後また利用が増えるような形で進めてもらえたらいいのかなと私は思っておりました。いろいろお聞きしましたけれども、動いている事業に関して、そこは皆さんでやっぱりいろいろな知恵や力を貸し合って、もっともっと使ってもらえるような形で進めていければ私はいいのかなと思っています。なるべく町内の方々、もしくは町外の方々からお越しをいただいて、幸いにも今月の13日は高速道路が開通いたします。あそこの場所はインターから2分で着く場所なのです。旧青山本邸もありますし、いろいろな観光面もありますけれども、今度は道路がないから人が来ないとか、宿泊設備がないから人が来ないとか、そんな言い訳は多分通用しなくなると思っていますので、やはり町長がいつも言うように、遊佐の英知をという形で皆さんから意見をいただいて、例えば福祉施設の方々とかいろいろな食品を扱う方々とかからいろいろな要望会を開きまして、いろいろな使い方があると思うのです。少し私が考えた提案といたしまして、使い方の提案をさせていただきたいと思えます。1つは、私も料理はやるのですけれども、町民を対象とした料理教室を兼ねて食品加工術の講習会の開催などをしてみてはいかがでしょうかと思ったところであります。そういったところの利用が可能かどうか、課長のほうに伺いたいと思えます。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

ただいま議員のほうから提案がございました講習会の開催ということであれば、今月下旬頃に、一応我々としても課題と捉えておりましたので、乾燥野菜やドライフルーツの製造講座等実施をしたいというふうに考えておまして、さらに毎月何らかの研修会や講習会も開催できれば参加する方も来ていただけるのかなと思いますので、そういったことも考えながら今後取り組んでまいりたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 料理に関しては、やはり皆さん1日3回は必ず食べるという形で生活しておりますので、いろいろな面で利用していただいて、やはりその価値が上がってくれば私はいいと思っております。

あと、まだいろいろと提案がありまして、もう一つの提案は町内の一人暮らしの方々や高齢者の方々に加工設備を利用して遊佐の野菜、例えばユザベジという、よくベジタブルのベジを合わせてユザベジとかといいますけれども、毎日摂取する野菜のレトルトの食材、1日このくらいの量は取りなさいよというふ

うな大体の取る量が決まっていますけれども、そういったものをぜひ加工して高齢者の方々にレトルトで、チンしたり、お湯に通すだけで食べれるような、そんな加工の提供をしてみたいかかなと思っており  
ました。

あともう一つ、高速道路の開通がありますけれども、駐車場を利用した外車ディーラーの展示会を行っ  
たり、いろいろな駐車場を利用して青空テント市、産業なので、機械関係もそうですけれども、ラジコン  
大会、いろいろなものがその場所では活用ができるのかなと思っております。そういったところも踏まえ  
て今後いろいろな企画を、アイデアを皆さんで出し合いながら、ぜひその会場、駐車場も含めた利用を行  
っていきなさいなと私は思っておりますので、ぜひそういった場面も、機会もぜひ設けていただけたらいい  
なと思っております。

あともう一つ、最後の提案ですけれども、遊佐ブランドの、今防災グッズというのが主流になっていま  
す。そんな中で非常用の食材、遊佐のブランドを使った非常食、これはいろいろと各課との連携が必要に  
なってくるかとは思いますが、そういった加工開発をしてみたいかかなのでしょうか。遊佐の食材は  
とてもおいしい食材ですので、非常食でもやはりおいしい食材を頂ける。また、真空パックというのは、  
今回の加工所に関しては食材だけではありますけれども、例えば災害用のおむつとか、そういったものも  
真空パックにすればかさばらなくコンパクトにまとまります。ぜひそんな技術もあるかと思っております、  
そういったところも加工というところでいろいろな面でいろいろな活用ができるかと思っております。ぜひ食品  
に限った加工だけでなく防災食、また毎日高齢者が食べやすいような形で、高齢者でなくても、私たち  
若い者もそうですけれども、そういった形で取れる野菜、そういったものも手短かに加工できると思いま  
すので、ぜひそんなところもブランド協議会のほうと一緒に手を携えて開発していただければいいのかなと  
思っております。そういったところも踏まえて、これは提案でありますので、できる範囲、こういったも  
のがいいか悪いかは分かりませんが、課長のほうからこれはできる、これはできない、そんなところ  
をちょっとご意見をいただければありがたいと思っております。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

我々としては、あくまで食品加工に挑戦するための第一歩といたしまして、商品の試作や試験販売  
を目的としました製造を想定した施設でございますので、ご提案いただきました遊佐産野菜のレトルト食  
品の提供となりますと、まずはそれなりの製造に特化した施設が必要になるのではないかと考えます。そ  
うしますと、さらにそれを町でやるとなりますと、また膨大な費用がかかるということになりますし、現  
在、今の加工施設の1階部分の旧コンビニのところについては、JAさんの餅加工施設を導入できないか  
ということで提案をさせていただいておりますが、JAさんのほうではあくまで餅加工については年末年  
始の特定の期間の利用に限っているので、年間を活用できるようなものでないちょっと使えないのでは  
ないかということで上部の方々は考えていらっしゃるようで、そういった意味では餅加工の使わない期間  
をそういった野菜の加工にできるような施設の改修が可能なのか、そういったところもこれから施設を利用  
したいという業者さんのほうで考えていただければなと思っております。

あと、駐車場の利用につきましてでありますけれども、そちらについては広い駐車場でございますので、  
農産物の販売、それこそ池袋で行う予定でありますファーマーズマーケットでありますとか、いろんな提

案はできるかと考えておりますので、何がいいのかは今お答えすることはできませんけれども、各課と連携をしながら、これらについては必要な事業ができるのかどうか、今後検討させていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今までやったことのないいろいろなやり方なのかと思いますけれども、やはりやってみないと分からないという、先ほど7番議員からもやってみなはれというお言葉があったとおりです。いつも町長が使っている言葉で、私も大好きです。やってみて失敗をしなければ次の成功はないので、ぜひいろんなものにチャレンジして、その際にはやはり町民の皆さんにも意見を伺うという、そんな場面も必要ではないかと思っております。いろんな考えをお持ちの方がいらっしゃいますので、いい案が出てくると思っておりますので、ぜひ高速道路の開通に伴って、どんどん、どんどん遊佐町から発信していければいいかなと思っております。

時間も近づいてまいりましたので、最後にもう一つ、3月の補正で出た24時間対応のトイレのお話にちょっと戻らせていただきます。24時間対応のトイレ工事はもう終わっているはずなのですが、トイレ使えますという看板もまだ全然出ていませんし、使っているような形跡もありません。いつから使えるようになるのか、もう本当に1年もなるので、そういったところもやはり経過の報告もぜひお願いしたいと思っております。報告をいただいて私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

24時間対応トイレの件については、完成はしておりますので、いつでも開放は可能なわけでございますけれども、今のところブランドの職員も常駐はしておりませんので、そちらの管理が今のところ警備員の関係で開放できていないという状況でございますので、それらも含めて常駐する職員が対応できるようになれば、そういったトイレの開放も可能になるかと思っておりますので、その件については来年度以降対応してまいりたいと思っております。ただ、加工施設としていろいろ整備した後に出てきた課題ではございますけれども、例えば餅加工の施設が、JAさんのほうで入ることになれば、あちらのトイレを利用したいというお話もございまして、その場合は加工所と一体というようなトイレになるとそこしか使うことができないという問題も発生してまいります。そのときは外部に開放できないということになりますので、加工施設のトイレと外部に開放できるトイレを分けるような工事がまた必要になってくるという形になりますので、それらも考えながら検討させていただきたいと思っております。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも通告に従いまして一般質問を行いたいと思っております。よろしくお願いたします。

教育現場でのデジタル対応につきまして一般質問させていただきます。新型コロナウイルスの影響で教育現場も大きく変化しています。これまでもプログラミング教育などデジタル関連の教育が話題に上がってきましたが、ここに来てその流れが一気に加速し、環境整備、ハードの整備は進んでいますが、その変化に対して教える側が追いついていないように思います。このような教育現場でのデジタル対応の議論にな

ると、その多くは機材や通信環境などといったハード部分の整備に議論が行きがちですが、今回のコロナ禍による学校の長期閉鎖など、これまで考えていなかった環境の中でどのように子供たちの教育水準を保ち、知識向上につなげていくか。さらに、より充実した教育環境を整えられるかなど、時代に沿った教育の在り方や子供たちのことを大事に考えた環境整備、対応方法など、これまでとは違ったことを考えなくてはならない状況になったと思います。今まではコンピューターなどデジタル機器、デジタル化は好きな人、得意な人に任せておけばいいとしていましたが、これからはノートや鉛筆など同じようにツールの一つとして扱っていきけるようにしなくてはなりません。そのような状況を構築するために今後の対応と考え方を伺い、壇上からの質問とさせていただきます。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、8番、赤塚英一議員に答弁をさせていただきます。

教育現場でのデジタル化についてと教える側が追いついていないのではないかという主旨、2つあると思いますので、まずは答弁をさせていただきます。

今日の社会は、生活のあらゆる場面でICT、情報通信技術を活用することが当たり前となっており、人工知能、いわゆるAIやビッグデータ等を利用しての先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わる、いわゆるコンピューターやネットワークによって作り出されたサイバー空間と現実空間が一体化した第5の社会、いわゆるSociety5.0が、その時代が到来しようとしています。このような時代において、未来を切り開く子供たちは、情報モラルを含めた情報活用能力をはじめ、言語能力や数学的思考力など、これからの時代を生き抜いていく上で基盤となる資質、能力を確実に育成していくことが必要であり、社会の変化に対して受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり、その過程を通して一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、よりよい社会と幸福な人生を自らつくり出していくことが重要であります。これからの社会においては、ICTを活用しながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者との協働しながらの新しい価値を生み出していくことが求められております。このように、社会生活の中でICTを日常的に活用することが当たり前となる世の中の中で、学校生活や学習においても日常的にICTを活用できる環境を整備し、活用していくことが行政としては不可欠の問題と考えております。これらから学びにとってICTは必須の道具であり、ICT環境は議員おっしゃられたように鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠のものとなっていくことを強く意識し、その整備を推進しながら、学校における教育の情報化を推進していくこと、本当に重要なことと考えております。

この社会の情報化とは、1つ目として情報社会、いわゆる子供たちの情報活用能力の育成、2つ目として教科指導におけるICT活用、そして3つ目としては校務の情報化、教職員がICTを活用した情報共有等によりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減を通して教育の質の向上を目指すものだと考えております。新学習指導要領が2017年3月に告示され、小学校は今年度から、中学校は来年度から完全実施されます。その中で、小学校においてはプログラミング的思考の育成が学習指導要領の総則、算数、理科、総合的な学習の時間などに明記されました。プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するためにどのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけばより意図した活動に近づくの



かといったことを論理的に考えていく力とされています。このプログラミング的思考を育むために、小学校においては児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施することとしております。その際、小学校段階において学習活動としてプログラミングに取り組む狙いは、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではなく、論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会のコンピューターをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピューターを上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むことなど、さらに教科指導で学ぶ知識や技術等をより確実に身につけさせることにあるとされております。プログラミング教育とは、プログラムそのものを学ぶものだけではありませんので、教員がプログラマーのような高度な専門的知識を持つ必要はありませんが、文部科学省のホームページや本町のタブレットにも子供たちがプログラミングを体験できるアプリケーションが用意されておりますので、そのようなアプリケーションを使えば子供たちはプログラミングに興味を持ち、自ら楽しく取組を始めるものと思います。プログラミング教育においては教員は教えるのではなく、子供たちとともに学ぶという意識に変換することが必要とされております。そして、プログラミング教育を含めたICTの活用をよりスムーズに導入するためには、子供たちの学ぶ環境を整備することが重要となります。具体的には、全ての教室においてインターネットにつながる環境とパソコンやタブレットが一人一人に準備され、いつでもどこでも利用できることが理想的です。現在国のGIGAスクール構想によりその環境が整備されつつあります。

今後必要とされる、議員がご指摘のように、教える側の教員のICT活用指導力の向上が挙げられます。本町では、教員のICT活用指導力の向上を目指した取組として、1つとして県のICT活用による学習活動充実の推進事業に関する業務の受託、令和2、3年度に吹浦小学校でICT活用の研究を行い、授業を公開するとしておりますし、2つ目としては町教育委員会主催による担当者への研修の実施、3つ目としては教務主任会等による研修の実施、そして4つ目としては校内オン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJT、業務を通して先輩が後輩の指導を行うことによる研修の実施などを行い、研修を充実させる予定であります。また、学校における教員のICT活用、いわゆる授業、校務、教員研修等をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員が円滑に行うための支援を行うICT支援員1名の配置を来年度から計画しております。このICT支援員の業務内容は、授業支援、そして校務支援、環境整備、そして校内研修支援等を想定をしております。ICT支援員は、ICT機器の活用に堪能だけでなく、実際の授業でどのようにICTを活用していくのかを具体的に支援できる方をお願いする予定です。また、今年度は小学校、来年度は中学校の教科書が新しくなるのに合わせ、指導用のデジタル教科書を導入することにしております。

以上、教育の質を向上させるためのICTを活用した授業づくりは教員の役割となりますので、ICT活用指導力の向上を目指した取組を今後も充実させていく必要があると考えております。しかし、同時にタブレット等の利用については教員がただ単に教えるのではなく、子供たちと一緒に共に学ぶという意識で取り組んでいく姿勢が大切であると考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ただいまデジタル化につきまして、町の考え方と伺いますか、お聞きしました。非常に私の意図するところをきちんとした形で答えていただいたなと思って考えておりますけれども、何で今回こんなことを取り上げたかということ、やっぱりどうしてもコロナ禍以前、これはどうしても、私もそうだったのでけれども、教育のデジタル化と伺いますか、教育にICTを活用するということになってくると、どうしてもその機器であったり、あとプログラミング教育、こちらのほう答弁のほうでもございましたけれども、そういうのを考えていくと、コンピューターを使った授業というか、コンピューターそのものを学ぶということにどうしてもやっぱり行きがちだったので。でも、このコロナ禍、特に長期の休み、学校閉鎖なんかも見ていくと、授業そのものというよりも、授業にどうやってこれを活用していくかが重要なのかなというふうに考えるようになりました。

そこで、どうしても先生方も非常に得手不得手がありますから、得意な先生はどんどん、どんどんこうやって行くのですが、不得意な先生、苦手な先生というのはなかなかコンピューター、デジタル化に対して非常にマイナスの意識を持ってしまうと、こういうのがありましたので、その辺ちょっとお伺いしようと思って今回やってみました。

プログラミング教育と環境の整備というのを少し分けて考えると、まず環境整備のほうを考えると、今の町のほうではGIGAスクール構想で通信環境の整備、あとタブレットの購入として大分そろえてきたわけですが、それに対して質問のほうでもお話ししました、先生方の意識がどうなのかということところが非常に疑問になってくるのですが、この辺、一番学校の窓口であります教育課のほうではどのように押さえているか、感じているか、少しお聞かせ願いたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

学校現場で先生方とICTについて深く話し合いを持ったことはございませんけれども、我々ハードの整備を行って、研修を行って、パソコンですとか電子黒板ですとか、昔は新しい機械、例えばワープロの時代とかパソコンを初めて入れるときは、やはり年配の方は嫌な顔をする方もいらっしゃったのですが、最近はやっぱり先生方はプロですから、これを使って子供たちと勉強するのだということで早く使い方を覚えたいと。ですから、電子黒板なんかを入れても、これいつ使い方の講習会を開いてもらえるのですかというようなことで現場のほうからは要望があって、電子黒板を入れるたびにやはりメーカー、納入業者のほうから説明会を開催してもらったりしております。先生方は、知らないという部分あって、その不安な気持ちが子供たちにも伝わるという心配もあるのですが、むしろ知らないということが不安ではなくて、子供たちと一緒に学んでいこうという前向きな姿勢に先生方はなっているのだというふうに私は思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私も得意でない部分ではありますが、思いをお話ししたいと思います。

これは学校現場だけでなく、午前中の質疑にもありましたけれども、役場もそうですし、国を挙げてデジタル庁を立ち上げて、国民そのものがまさにコロナによってデジタル化へと一気に進むという流れか

なという思いであります。学校の活用の大きな3つのパターンがあるということをお話ししましたけれども、やはり一番大事なのが教科等の指導でどのぐらい活用できるのかなと。子供たちがこれから、町長の答弁にもありましたように、まさに情報化社会から超スマート社会に移行するのだと、AIに伍して課題を解決する、そういう学力を身につけなければならないということでございます。ですから、これは使える使えない云々ではなくて、まさにそれをどのように活用して学ぶのか、生きていくのか。我々は、大体間に合ったと思うのですが、まさにこれからの子供たちはそういう社会で世界と伍してやっていく時代を生き抜くということ、これは真剣に考えなければならないことだと思います。先生方、得手不得手、得意な先生もいます。そうでない先生もいることは確かでございますが、例えば私も慣れたと思っているのです。ガラケーですっとやっていた。ガラケーは、もう間もなく使えなくなりますという情報が入ったので、スマホに替えました。替えるときは勇気が要ったのですが、替えてみると便利ですね。家内も一緒に替えました。30%還元の、業者名言いませんけれども、大変人気で、高齢者も相当の割合で使っていると。私も今使っているのですが、これは家内にあなたも使いなさいとご指導いただきまして渋々使って、大変便利だということで、昨日も買物に使いましたけれども、うちの家内がそこまで進んでいるということは、かなり国民の中にも浸透しつつあるのかなと。もう一つは、ラインなんていう言葉もしょっちゅう出てくるわけで、私はちんぷんかんぷんでありましたけれども、私もあるグループのまとめ役をしております、どうしてもラインに入るとそこで情報交換しないと、特にコロナでしょっちゅう会合持てないものですから、毎晩チェックしてくださいと言われまして、使ってみると便利ですね。1日に10回ぐらい見るようになりまして、更新されてくるのが楽しみになっているところでございます、やっぱり子供たちに限らず、必要に迫られてそこに入ってしまうと案外順応できて、いい面はたくさんあるのかなという思いであります。ということで、吹浦小学校が研究指定校で、授業も御覧いただきましたけれども、結構子供たちが知っているのです。そういうことで、先生方、非常に子供たちが使うテクニックは結構上行っていますので、ぜひ先生方にそういった慣れる場面を多くしたいということを考えております。

もう一つは、今年度退職、名前は申し上げられないのですけれども、本町に退職した先生で大変こういうのにたけた方がおられて、2月議会で予算いただければですけれども、その方をメインにして各学校に授業ソフトの提案でありますとか、実際授業へ行くと授業を指導するとか、今も授業をなさっている先生ですので、そういう方の存在が大きいかなと思いますので、先生方も遠慮しないで、あれもやってみたい、これもやってみたい、これしたいという、そういう雰囲気の間もなく出てくるのかなと思いますので、当然私のようなレベルの先生もおられますので、やはり慣れていただいて、勉強していただいて、でも黒板、ノートに鉛筆、これも捨て難い内容なのです。これも大事にしながら、そして機器の活用とかプログラミングが話題になっていますが、一番大事なのは子供たちが言語を使う、コンピューター使っても最後は言葉なのです。言葉で学んで言葉で判断して言葉で情報発信すると。そこはちゃんと能力がないと、まさににせの情報にだまされて動かされる、そういう時代背景もありますので、やっぱり言語の力、読解力をつけるということは並行してやらないと、機械に使われる人間になってしまう。そういうことで、判断して活用するためにはRST、これも去年の議会で予算いただきまして、今年度11やりました。課題もあることも見えてきました。来年度もそれも継続して、やはりベースとしては人間は言葉で考えて判断して行動する生き物であるということベースにしながら、議員ご指摘のように十分活用できて、頑張っ

いける子供たちを育てていきたいという思いで今校長会等でも確認しています。お気づきの点あったらいろいろご指導、ご指摘いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 今課長、教育長からもお話ありましたとおり、以前に比べて、ここ1年、2年ぐらい前に比べて、先生方も今までは不得手だということでストップしたと、ストップしたというか、なかなか受け入れなかった方々も受け入れるようになってきたと。非常にいい傾向かなと思っていますし、今課長からのお話もあったとおり、割と先生方の受け入れる側が非常に柔軟になってきた。これは、いいことだなと思っています。今教育長からもありました。やっぱり黒板だったり、その板書するとか、そういう部分はやっぱりそれはそれで重要だと思います。ですから、その辺はいわゆる従来のアナログと新しいデジタルと、これをうまく具合に融合させる方法を考えるべきかなと思っていますし、そこはもうアイデアだと思います。多分先生方はいろんな形で、教えるための教材ではないのですけれども、いろんな手段として、いろんな例えば模造紙に絵や文字を書いて、それをつくったりしている、いわゆる場面をよく見ますけれども、そういうのも別に今だと単純にデジタルだからといって、何もコンピューターで全部つくるわけではない。手書きのやつをきちんとスキャンして、デジタル化にして、例えば個々のコンピューター、子供たちの使っているコンピューターに送るという方法もできますので、その辺はいろんな形でできると思いますし、今デジタル化ということでいわゆる電子黒板なんかも導入しているわけですけれども、そういうのもアナログとデジタルのハイブリッドになりますので、その辺は発想ですので、もっともっていろんな形で柔軟に考えていただければと思っていますので、ぜひその辺は教育委員会のほうも教育課のほうもこうだという使い方ではなくて、こういう使い方もありますよといういろんなパターンを、先生方個々ではなかなか収集し切れない情報なんかもどんどん、どんどん収集してもらって、ぜひインフォメーションしてもらえればなと思います。

あともう一つ、もうちょっと後からなのかなと思って段取りをしていたのですけれども、教育長から今出ましたので、言語でのやり取り、これはやっぱり重要だと思います。そういう部分では幾らデジタル化、コンピューター化と言っても、やはり道德の部分になるかと思えますけれども、こういうのが重要かなと思います。いわゆるリテラシーだとか、そういう形で表現される部分かと思うのですけれども、ネットワークの中での言語のやり取り、それによる読解力だったり表現力だったり、そういう部分はやはり幾らデジタル化といっても、やっぱり従来のアナログの部分だと思いますので、その辺は単純にコンピューター化になって、こうすればいいですよというわけではないと思いますので、ぜひその辺を重要視してもらった教育の仕方を考えていただければと思います。

今回取り上げた一つの目的として、そういういわゆる電子道德といいますか、デジタル道德といいますか、そういう部分の構築、多分これからは重要になってくるのかなと思います。いろんなトラブル等を押さえる、事前に把握することもそうですし、そういうことも含めて重要になってくるかと思えますので、その辺はもっともっていろんな形で考えていただければと思うのですけれども、先ほど少し話出ましたので、もうちょっとその辺、何かしらのお考えあればお聞かせ願いたいと思いますけれども。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 授業での活用ということがテーマになっているわけですが、今児童生徒の中でや

はりゲーム機に始まる、もう子供たちはどんどん使っているのです。その中でももちろんゲームの、テレビよりむしろゲームとかスマホとか、中学生はスマホの時間を自分たちで、生徒会で9時半以降は使わないようにしようとカルール決めたりやっていますが、どうしても楽しい、面白いのです。時間過ぎて、時間たつのを忘れてしまうというこれが小学校、中学校、ひょっとしたら保育園、幼稚園まで来ているのかわかりませんが、その辺ちょっと保育園、幼稚園の状況は。これは、PTA保護者もいつでも会合あるたびにその問題です。学校では、そういう我慢してノーメディアの週間とか設けるのですが、その期間が過ぎれば子供たちはやっぱり流されると。それが一番のモラル以前、道徳以前の問題で、使われている、機械に、それが一番の課題だと思っておりますので、大人もひょっとしたら、私も最近こういうだんだん便利なことが分かってきますと、あれ、見なくてもいいくらい見ているとか、パソコンでちょっとしたゲームやると時間忘れてしまうとか、そういうのは大人も戒めなければなりませんので、むしろそっちのほうが今課題かなと思っておりますので、逆に授業で社会科の資料を調べるとか、もっともっと英語の勉強を自分でこの機材使えばできるとか、逆に学び方のほうに着目することによって、そっちのほうが軽減されてくれればいいなという私の思いであります。要はゲームに子供たちがコントロールされている、それはゲームが一番面白いからなので、ゲームして過ごす時間よりもっと自分が興味を持って向かえるものがあれば、そっちに行かないのですよね。例えば運動が好きで、今運動に目覚めて一生懸命やっている子が少ないのです。そっちのほうに興味が行っているからです。ですから、そういった機器を活用する場合のモラルの問題、道徳面ということがありましたけれども、それもそうですけれども、何かゲームやって、知らないうちに課金というのですか、お金をどんどんと、親が気づいたら10万円超えていたとか、そういう小学生の生の姿もあるようなのです。その辺も含めて、当然機械に使われないといいますが、きちんと使いこなす、そういう子供たちを育てるといことは、これは学校だけでなく親も責任持って、ただ買い与えて、子供が喜んでいるからいいということではなくて、そういういろんな課題があるのだということを含めて、学校も地域も大人も議員の皆さんも一緒になって考えていく必要があるのかなと、そんなことを感じております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 課金に関しては、私もゲームではないのですけれども、いろんな場面でショッピングだったり、私の場合いろいろ買物してしまうものですから、課金ではないですけれども、似たような形で無駄なお金をよく使いますけれども、そういうのもモラルの一つとして、きちんとした社会教育という部分では重要なのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、使い方なのですよね。これまでもテレビなんてやっぱりどうしても、それこそ私がちっちゃい頃なんかあまりテレビ見ているとばかになるぞと言われて、非常にあのテレビ見たかったななんて思いながらいたのですけれども、同じようなことがやっぱりデジタル化、今教育長おっしゃっていましたが、ゲームだとか、そういう部分であるかと思えます。せっかく便利なものでも、使い方一つ間違えればもう凶器になってしまう場合もありますので、その辺のいわゆる、何度も言うようにすけれども、道徳だとかモラルとか、そういう部分の教育も併せてぜひお願いしたいなと思えます。

少しハードとか、そっちのほうにも若干触れたいなと思うのですけれども、最近の子供たち、スマホが非常に普及しているということで、入力の方法がフリック入力という、いわゆるスマホなんかでよく見る

入力の仕方があるのですけれども、そちらのほうに移行していて、なかなかいわゆる一般的なコンピューターでいうところのキーボードの入力、これが非常に不得手になってきていると。このままいくと、やっぱりどうしても社会に出たときに非常に困る場合が出てくるという話を最近ちょくちょく耳にします。それらも含めてハードの部分をごどのように構築していくか。教育の中ではどういう、要はユーザーインターフェースというやつですよね、この辺をどう考えていくかが重要かと思うのですけれども、その辺教育課のほうで何かしら話題になっているようなことってあるのでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） タブレットを導入するに当たっては、本来は調べ学習とか、あとは考える場面でも使うし、成果を保存する、残す場面でも活用できる。しかも、教科に限定されずに、先ほど教育長も申し上げましたとおり、道徳の時間でもSNSの使い方、それは教材になるということでもありますので、非常に有効なものだという反面、恐ろしいものでもあるということになります。メディアコントロールの話をしていただきますと、また大変長くなりますので、先ほどキーボード入力についてお話ありましたので、申し上げますと、例えば中学校にもタブレット入りますが、やはりタブレット入力というのがスマホの入力に慣れていて、どうしてもキーボード入力が、どうしてもブラインドタッチとかができるようになるまでには非常に時間がかかるということで、中学校はキーボードの機械をそのまま残し、タブレットを導入しながらキーボードのほうも使えるようにというふうに考えてございます。やはり勉強の教材だけでなく、将来的には家庭でリモート授業とか、場合によってはですけども、活用できる、非常に広範な利活用を期待されるということで、むしろ先生よりも我々のほうが追いつくのが大変だというぐらいの状況であります。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） やっぱり子供たちの将来、これから20年先、30年先を考えたときに今のフリック入力、いわゆるタブレットの入力の方法をそのまま、それだけでいいのか。やっぱりキーボードの入力の方法を最低限として教えるべきか。ブラインドタッチまでは、なかなかそれは個人の能力もあるので、絶対というわけにはいかないのでしょうかけれども、その辺も含めてやはり慣れというものは必要なと思います。当然今アナログの部分でいえば鉛筆、ボールペンなんかも使いますが、やはり習字の時間があるように、毛筆も使えるよという形のための練習の授業としてあるわけですけども、それを含めていろんな形でユーザーインターフェースの部分をちゃんと体験させるような状況も必要なと思いますけれども、その辺ぜひ今後お願いしたいなと思います。

これいつだったかな、2017年のある雑誌に小論文として出ていたやつ見ていたのですけれども、大学生と高校生のキーボード入力に関する考察というのがインターネット上に出ていました。ちょっと見ていたのですけれども、やはりそこにも少しこのフリック入力とキーボード入力の部分での年齢層による違いがあったようでしたので、そういうのも参考にしながら授業の方法を少し考えていただければと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思いますけれども、この辺は本当に技術的な話になってくるので、あれですけども、あと当然先生方、教材としていろんなデータを使ってくるかと思ひます。例えば写真であったり、何かの図柄であったり、文献であったり、そういうのを使ってくるかと思うのですけれども、そういうもののいわゆる著作権の在り方、多くは大分著作権フリーとして教育現場で使うものはあるよう

なのですけれども、そういう部分の研究、啓蒙活動、何でもかんでも使えばいいというものではないというところをきちんと先生たちもそうですし、それを当然子供たちにも教えていかなければならないと思うのですけれども、その辺の研究というのはされているのでしょうか。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） その辺の研究というより、先ほど黒板、チョークを使って、紙ベースのノートも大事にしてというお話がございましたけれども、現在も教科書は紙の教科書です。ただ、いつかも話しましたけれども、理科でも社会でも数学でも随所にQRコードというのがついておりまして、そこをさらに掘り下げたいとか、子供たちがスマホ等でキャッチして勉強できるような教科書になってきています。と思っていた、その教科書も小学校は今年から使っています。中学校の採用もありまして、新年度4月からはそういう新しい学習指導要領にのっとった教科書で学習活動を進めると思っていた矢先ですが、その中でコロナがありまして、ウィズコロナがありまして、実はデジタル教科書というのがあるのは当然議員ご理解いただいていると思いますが、本町の少年議会の映像も2階からカメラで撮っていた経緯もございます。デジタル教科書に本町の少年議会、少年町長制度も全国の2つの会社の教科書には載っているはずですが、それが、従来は令和6年度、ですから4年後の改定の頃にはデジタル教科書が大きく前に出てきますよという文科省の考え方だったのですが、このコロナの流れで一気にぐぐぐと来る、もう来年からデジタル教科書を使うような使わないような、そんな議論にもなっているかなという思いでいます。ということで、本町でも今、高いのですよ。特にデジタル教科書の指導書なんか、先生方が使うやつは高いのでした。私も決裁のときはこんなにするのだと思って判こを押していましたが、全教科全学年買えませんから、例えば小学校であれば国語と社会科のこの学年だけちょっと購入して、どういう指導になるのか、どういう生かし方ができるのか、そんなことは今研究してもらっています。ということで、一気にデジタル教科書への流れが行きそうな感じもありますので、その辺も含めて、デジタル教科書だと教科書会社も教科書によっては8社、9社、10社近くある教科書もありますので、教科書はもちろんほかの会社の採択した以外の教科書を勝手に使ってはならない状況の問題がありますので、副読本等もそうです。勝手に使ってはならないという状況がありますので、デジタル教科書になったときにどうなるのかなという。だって、QRコードだって、ほかの採用していない教科書会社の教科書だって買えば、あれ安いのです。数百円で買えますので。QRコードがついているわけですから、その辺どうなるか私も分かりませんが、その辺は紙ベースの教科書、あるいは指導資料を使ったとき以上に著作権の問題複雑になってくるのだと思いますので、ぜひ議員からも、専門家の方ですので、勉強していただいて、検討していただきながら、先生方の研修は大事になってくるのかなと、そんな動きは出ていることをお伝えしておきます。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） 副読本なんかだとまたちょっとイメージ違ってくるかもしれないのですが、例えばいろんな教材として、今教育長おっしゃるとおり、決裁しようとしたら、えっ、こんな高いのというのはいっぱいあるかと思うのですが、例えば1つの教室の1つのパソコンに、コンピューターにそれを全部データとして入れておいて、今までだとホームルームというか、自分の教室があって、何年何組の教室があって、そこで全部の授業していましたが、全部が全部ではないのですけれども、例えばいろんな教材とか何かあるのであれば、その教室にもう常設、常設という言い方もおかしいのですけれ

ども、常設しておいて、そこに子供たちも先生も行って授業する。例えば社会の授業だったらこの教室に行って授業すると。そこには全部そういうデジタルの、デジタル化された教材も全部あるというような形であれば、個別に何十も買う準備しなくても、その機械には入っているわけですから、そういうのも一つのやり方だと思いますので、全部が全部でなくても私はいいと思っていますし、そういうふうを考えていけば、この機械を整備したり、準備したりする先生といますか、スタッフといますか、職員といますか、そんな方が1人いれば、教室が空いているときにはその教室でその教科の機械をメンテナンスして、教材を入力して、全部準備して使えるようにしておくという形でもありだと思うのです。そうすれば、1人の先生が全部の教科について準備する必要はなくて、準備をしてあるところに行けばどの先生でも使えて、どの子供たちも同じ教材を使って同じ授業をできるよという形のほうがいいかと思うのです。そういうやり方、何も1つではないと思いますので、そういうやり方もひとつ検討するべきかなと考えています。そうすれば、先生ごとに負担が大きくなるようなやり方ではなくて、ある程度共通したやり方。そこで、例えば2つ3つある学年、教室でも全員が同じレベルできちんと授業できると、学力も同レベルをきちんと保てるような形になるかなと思いますので、そういうのも一つかなと思います。

あと、例えばズーム、今だとズームなんか使って、町長なんかよく会議なんかしていらっしゃいますけれども、そういう形でも例えば先ほど少し話に出ましたプログラミングの話なんていうのは、かなりやっぱり専門的な授業になってくるかと思います。そうすると、先生なんかでもやっぱり得手不得手、教え方もどうしたらいいか分からない。であれば、例えばある程度、通信教育ではないですけども、例えばNHK教育テレビみたいに授業のテレビを1つつくってもらって、それを見ながら先生も子供たちも一緒に学ぶという形もありかと思いますので、その辺は技術的な話とか、いろんな制度的な話とか、遊佐だけでできるものでもないでしょうし、やっぱり県レベルだったりになってくる話もあるかと思いますので、こうすればいいというのはなかなかないのしょうけれども、そういうのも検討して、ある程度、例えば酒田、飽海、庄内というエリアで一定の学力の底上げではないですけども、一定のレベルに持っていけるような方法を考えるのも一つかなと思います。

あと、これ今小国高校なんかでやっていますけれども、小規模校のサミットなんかで。今年はやっぱりみんな集まれないので、そういうズームなのかな、を使ったような形で他の学校と交流をするというものがあります。そういうのを含めて、物理的な距離ではなくて、物理的な距離を縮めることができますので、コンピューターを使った、ネット回線を使った、そういうのも一つ考えていくことが必要なのかなと思います。これは、今学校の話していますが、そういう形になってくれば回線の話になってきますので、技術的な話になってきますけれども、遊佐がそういうネットワークが大きくなってきて強化してくれば、それは移住、定住にも非常に有効な手段になるかと思います。そのほかにもいろんな形で、先ほど来からいろいろありました。7番議員、2番議員でもありました。いろんな形でデジタル化とか出てきますし、産業振興だったり、そういうのにも使える形になるかと思います。このきっかけを、せっかくだから今GIGAスクールで遊佐町がいろんな形でネットワークの強化、コンピューターの強化、デジタル化の強化していますので、ぜひお願いしたいなと思うのですけれども、これまでの議論聞いて、町長、将来的にどんなふうにしていったらいい、していけたらいいなという思いがあれば少しお聞きしたいと思うのですけれども、よろしくお願ひします。



議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） これまでは、どちらかという行政としてはICTの機械をどのように準備するかということが非常に少ない予算の中で苦労してきたという思いがありますが、コロナの影響でやっぱり特に都会の私立の学校はリモートがかなり進んでいるということがありました。いわゆる学校の一斉休業という、休校という事態を見たときに、どうしてもその中にはやっぱりできる技術を活用しながら、その機会をやっぱりうちにいても届けられるようなことをしたいという形の中での町が準備をしてGIGAスクール構想を整えてきたところに、そういう予算を活用してもいいということになりました。これまではどちらかという設備の面の議論が多かったと思いますが、これからはやっぱりソフト、どのようなソフトでどうやってというのが逆に大きな課題だと思います。多様な意見、多様な考え方の中で、やっぱりソフトについても卓越した技術を持つ先生とやっとならという先生の中では、どうしても子供たちとの関係の中で大変厳しい条件が整ってきますので、やっぱり今小学校を1つ、5校を1校にしようという中でいくと、やっぱりそういう技術者を、技術のしっかりした人を逆に言うと配置できる、準備できる絶好の機会を逆にいただいたと思っておりますので、今度からは、これまではハード、だけれどもこれからはソフトの充実を大いに図っていく時期が来ているなど、このように思っています。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 町長の答弁を受けまして、ソフト、これを潤沢にそろえるといえますか、準備する。そうしますと、学校の先生がという発想だけでしたが、幸い本町はコミュニティスクールも数年前にやりまして、地域学校協働推進員も頑張っていたいただいております。いろんなところで活躍していただいております。そうしますと、地域人材の中で、あるいは本町在住でなくてもいいわけですが、IT関係で堪能な方がリタイアして、手伝えるよと、そういう方々に入ってきていただいてバックアップしていただくとか、いろんな支え方のシステムを考えていく時代かなと思っていますので、ぜひ、先ほど重なりますけれども、学校にそういう方々も支援員として活用する、頑張ってくださいということも採用したいということをお話ししましたが、まずこれ予算をつけていただくことが必須条件でありますので、その辺これから議会にもいろいろご相談することがあると思っておりますので、駄目だと言わないで、それが必要なのだということでご理解いただく絶好の機会だなと思って、ありがたく思っております。

あと、ズームは私も、そういえば俺毎日うちに帰ってから、北海道の孫、幼稚園ですけれども、ズームで会話しているなど。家庭でもどんどん入ってきている中身ですので、この辺は先生方もずっと入って、いろんな研修会、あるいは他校との交流とかもやっていますので、それは今のGIGAスクール構想でそろって一気に前に進むのかなと思っております。期待したいと思っております。

議長（土門治明君） 8番、赤塚英一議員。

8番（赤塚英一君） ぜひ教育だけでなく、町づくりに関しても重要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと最後に、やっぱりこういう話ししてくると、どうしても経済的に大変な方どうするのだという話も出てきます。タブレット一つにしたってそうですし、その環境をつくる通信の部分でもやはり各家庭で全部が全部準備しているというわけではございませんので、そういう部分でも大変だと思うのですけれども、これも考え方だと思うのです。例えば要保護、準要保護の制度があるわけです。例えばそういうので、こ

これは教育として必要な子供のためにということできちんとその手当てをして、通信の設備を家庭に準備してあげるといふ施策というのも一つだと思いますし、あと例えば町内でもいろんなところにフリーWi-Fiだったり、そういうのを準備して通信環境を準備してあげるといふのもいいかと思います。そういうのを含めて、これは教育だけではありません。町づくりだけではありません。福祉のほうも関係してくるかと思しますので、ぜひお願いしたいと思ひますし、何度も言うように子供たちだけでなく、大人もその使い方をきちんと使えるような形で、指導ではないですけども、例えば使い方一つの参考例なんかつくってもいいと思ひますし、そういう形で周辺環境を整備していくことも重要だと思います。そういうのを含めていろんな形でやっていければと思ひますし、一番はやっぱり我々もそうですし、先ほどからありました、やってみなはれという言葉がありました。同じで、やっぱり使ってみないと分かりません。これもいろんな形で最近出ていますけれども、読書の部分でも出てきます。大人が読書しないのに、子供たちに本読めといったってなかなか読まないよねという話も出てきます。同じように我々大人の部分、大人が便利なものをどんどん使って使い方を覚えて、正しい使い方を覚えていってどんどん使えば、子供たちがそれを見習って使ってくれるでしょうし、そういうことを考えながら、我々もそうですし、一緒になってこれから新しい技術、新しい環境だと思いますので、考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 全国の学校が休校のときに、実は鳥取県では平井知事が県立高校の通信手段を持たない家庭にも県がルーターを設置して、その通信料までしっかり負担するというような県が出てきております。逆に言うところいう時代、やっぱり地方の時代ですから、地方から、町から声を出して、山形県も一緒に巻き込むような形になればありがたいと思ひていますし、やっぱり幾ら機械つけても、うちで通信設備ないうちも、それは100%あるといふのはなかなかいかないのでしょうから、そこら辺の設備と通信料とどのような形で応援できるか、これから検討していきたいと思ひています。

以上です。

議長（土門治明君） これにて8番、赤塚英一議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問をさせていただきます。

風力発電は、再生可能エネルギーの中でも太陽光発電と並んで環境に優しい発電方式と言われています。風の強い海沿いや山の上に設置されることが多く、地上に設置されているものの中で大きなものと地上100メートル以上もあり、海上に設置されている風力発電は180メートル以上もの高さになっております。風力発電は、風力発電機の上部にブレードと呼ばれる大きな羽根がついていて、その羽根に風が当たると羽根が回転し、動力伝達軸を経由して増速機のギアを利用して回転数を増やします。回転数が早められたら発電機を回して電気に変換され、変圧器で電圧を高くして、その後送電線を利用して電気を送る仕組みとなっております。風力発電のメリットとしては、風が吹いていれば昼夜を問わず発電することができて、燃料を燃焼するわけでもないので、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出もありません。大気汚染の原因となる酸化物を一切排出することなく発電することができて、陸地だけでなく海上での設備の設置

が可能であります。デメリットとしては、風の力で発電しているので、どうしても風速によって発電量が影響が出てしまうことがあります。風が弱ければ当然発電量が落ちてしまい、また台風のような強い風のときにも危険なために発電することができません。落雷によって故障するリスクも高く、地震の影響で停止してしまう確率も高いのが問題であります。また、風車によって低周波音や機械音が発生することがあって、近隣住宅の騒音問題になることがあります。

風力発電施設から発生する音には低周波音も含まれますが、ほかの環境騒音、例えば交通騒音等と比べて特に大きな問題は、特に大きいわけではありません。風力発電施設から発生する音と健康被害の関係については、国内外で様々な研究がなされていますが、風力発電から発生する超低周波音、低周波音と健康影響について、現段階において明らかな関連を示す知見は確認されておりません。環境省の検討会報告書によれば、日本の風力発電から発生する音の実測調査では、風力発電施設から発生する超低周波音は音圧レベルがそれほど高くなく、人間の知覚感覚以下であることが分かりました。また、環境騒音を比較した結果、風力発電施設から発生する音は低周波領域で卓越があるわけではありませんでした。国内外の風車騒音等健康影響について、専門家が医学会誌のレビュー論文や各方面の報告書等を整理したところ、明らかな関連を示す知見は確認できなかったということでもあります。

風力発電施設の工事を行う前に地元で説明会や環境影響調査、アセスメントを行って、工事に着工しても環境影響の面では問題ないということで風力発電事業を始めています。工事が完了して実際に風力発電施設が稼働してからは、人体に影響があるかについては何も調査はされていません。風力発電機の近くの集落の人で騒音が気になったり、体調が悪くなって手術したという人が中にはいますが、風力発電の影響がどの程度あるのかわからないのかについては分かりません。この人の場合は、親子で体調を崩したということで、風力発電が原因になっているのではないかとかなり疑っているようでした。近所にも体調が悪い人がいるということです。原因が風力発電にだけあるのか不明ですが、騒音がうるさいとか体調がよくないという健康被害とも考えられる事態が発生していることから、風力発電機の近隣の集落の皆さんの健康調査をして実態を把握する必要があると考えます。

次に、灯油ですけれども、今年まだ灯油の値段は六十円くらいでして、90円以上になると灯油券を発行するというような事態には今のところなっていないわけですが、年によっては灯油券発行するという年もあるわけですので、その灯油券について少々伺いたいと思います。冬季になって灯油が値上がりすると、低所得の皆さんに灯油券5,000円分を補助する制度がありますが、このことについて以下のことを伺います。

低所得とはどのくらいの所得で、この階層の皆さんはどのくらいいらっしゃいますか。

それから、灯油券5,000円分の補助を受け取った人は何人で、受給する階層の何%でしょうか。

住宅の電化などで灯油券の受給資格があってももらわない人がいるのでありましようが、このような場合、灯油券をもらった人ともらわない人はかなり不公平であります。灯油券の支給は、低所得の皆さんが暖を取ることができなくなることを防ぐだけではないと推察されますが、灯油券の支給は生活支援の一部ではないかと考えられますが、これについても伺います。

次に、2023年に新遊佐小学校開校に向けて小学校新校開校準備委員会で様々検討されているようですが、進捗状況はどのようなものでしょうか。5小学校が1小学校になると、校長と教頭を合わせて8人が

余剰人員になるし、教員の余剰についてもどのようになるのか、受け入れる学校は十分あるのでしょうか。

5 小学校の給食従事者の全員を新遊佐小学校に集めて給食を作ることになるのか。この場合、適正な人員の配置とかけ離れていればどのように調整するのですか。現状近隣の農家から食材を取り寄せているようですが、新小学校でもこれまでのように食材を農家から買うことができますか。

5 小学校にいる事務補助も新遊佐小学校に全員集めて引き続き事務補助をやってもらうのか。それがちょうど適正な配置になっているのか疑問であります。

新校開校に当たって4億円から5億円の経費がかかる見通しのようではありますが、経費の内訳とそれぞれの予算はどのようなものなのかを伺います。

議 長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員への答弁を保留いたしまして、午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時51分）

休

憩

議 長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時15分）

議 長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員への答弁を保留しておりますので、町長より答弁をお願いいたします。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から11番、斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

1 問目としては、風力発電施設の近くでの住民の健康調査の必要性があるのではないかという質問だと思っております。これにつきましては、遊佐町では沿岸部で平成22年12月から遊佐風力発電所が7基、そして平成23年8月から遊佐日向川風力発電所が1基、平成29年7月から西遊佐風力発電所が3基の合計11基が運転を開始しております。これらの施設を稼働する際、事業者は町または集落区長の求めにより事前に環境の保全に関する協定を結ぶことに努めており、遊佐風力発電所、遊佐日向川風力発電所、西遊佐風力発電所もそれぞれ事前の平成22年3月、平成21年10月、平成27年11月に協定を締結し、環境の保全上の支障防止に対応してきております。こうした取組の中、これまで集落区長から事業者または町へ健康被害の事案は寄せられておりませんでした。今後そのような事案があった際には事業者への情報を提供し、また事業者からの情報提供により相互に連携して実態の把握に努めなければなりませんし、必要であればそのための調査要請も検討していくことを考えなければならないと思っております。事業者に対して、協定書に基づく関係住民との良好な関係を構築するため、誠実に対応していくことを引き続き求めてまいります。

2 番目の質問につきましては、町がこれまで行ってきた福祉灯油券についての質問でありました。この事業は、生活費が多くかかる冬季に低所得者の世帯に灯油購入券を助成することにより、少しでも安定した生活につなげてもらうことを目的に実施している事業であります。議員お尋ねの事業の対象となる低所得者世帯であります。1つ目は生活保護世帯、2つ目は住民税非課税の高齢者及び高齢者と18歳以下の

児童のみの世帯、3つ目としては住民税非課税の重度障がい者のいる世帯、4つ目として住民税非課税の独り親世帯となっております。令和元年度における実績は、1つ目の生活保護世帯は34世帯で、うち30世帯から申請があり、申請率は88.2%でありました。2つ目の住民税非課税の高齢者世帯及び住民税非課税の高齢者と18歳以下の児童のみの世帯は638世帯で、うち552世帯より申請があり、申請率は86.5%でした。3つ目の住民税非課税の重度障がい者のいる世帯は33世帯で、うち31世帯より申請があり、申請率は93.4%でありました。4つ目の住民税非課税の独り親世帯は23世帯で、23世帯の全世帯より申請があり、申請率100%でありました。以上、対象となる世帯は全部で728世帯ございましたが、うち申請のあった世帯は636世帯、申請率は87.3%という実績でした。1割弱の方が申請しなかったということになりますが、申請しなかった人の中には施設入所中の人など灯油を必要としない人が含まれています。

次に、住宅の電化などで灯油券の受給資格があっても受給しない人もいて、不公平ではないかとの意見ございましたが、実はこの事業は毎年必ず実施するというものではございません。その年の10月頃、冬に向かう時期の灯油配達価格を調査し、1リットル当たり90円という基準を設けて実施する、しないの判断をさせていただきます。ご存じのように、電気やガスなどは価格が安定しておりますが、灯油は様々な要因で価格が大きく変動いたします。需要が高まる冬期に灯油が高騰すると、暖房に灯油を頼みとする低所得の皆さんの生活は特に大きな影響を受けることとなります。そこで、灯油の配達価格が基準を超えて高騰したときは、灯油券という形で支援するという制度であります。したがって、恒常的な生活支援を目的としたものではなく、灯油価格が高騰した冬場に緊急的に実施する生活支援であるということをご理解を願いたいと思います。参考までに令和2年、今年の10月23日現在の町内における灯油配達価格は1リットル当たり77円であり、基準となる90円には達していないことから、本年度は福祉灯油購入券の助成事業を実施しないでもいいのかなと考えております。

3つ目の質問でありました。新小学校開校時の事業についての質問をいただきました。統合新小学校につきましては、現在令和5年4月の開校を目指して遊佐町立小学校新校開校準備委員会で協議しながら進めていただいているところでございますが、校舎の増築などの整備やソフト的事業も含めて、その内容についても検討しながら、町の計画や予算に反映させるよう努めております。まずは予算の部分で多くを占めることとなります学校の施設整備について、遊佐町振興計画第5期実施計画に基づき、令和3年度及び4年度の2か年の整備に関する計画額について申し上げます。令和3年度が校舎増築工事費1億7,300万円、その工事監理委託料519万円、普通教室のエアコン増設工事費3,000万円、その他の工事監理委託料90万円、昇降口改修工事の実施設計委託料150万円、駐車場等用地買収の公有財産購入費1,967万3,000円、その整備工事の実施設計委託料400万円、計2億3,426万3,000円であります。令和4年度が昇降口改修工事費3,000万円、その工事監理委託料90万円、駐車場等整備工事費8,000万円、その工事監理委託料240万円、計1億1,330万円であります。これに校歌作成委託料、校旗作成購入費等を含めると、2年間で3億5,076万3,000円ほどになります。また、今年度実施しております令和2年度分について、契約額ではございますが、校舎増築工事の実施設計委託料605万円、その他地質調査委託料231万円、普通教室エアコン増設工事の実施設計委託料49万9,400円、駐車場予定地不動産鑑定委託料66万7,700円、駐車場計画提案委託料24万2,000円、調理室提案業務委託料29万9,750円、計1,006万8,850円であります。以上、現段階での3か年における合計は3億6,083万1,850円となる予定であります。これに給食調理室の改修費が加わる予

定であります。また、これらに対し国からの補助金については、校舎の新增築分に対する補助率が2分の1ということで、計画額ではございますが、令和3年度が1億150万円、令和4年度が1,545万円となっております。

次に、小学校の校長、教頭などの管理職をはじめとする教員や給食の調理師、事務補助等の人員に関する質問でございますが、教員等の県の教職員人事に係る件については、県の人事課や教育委員会で検討することでございますが、町としては県に対して情報提供していくことはもちろんのこと、教職員の加配など町として要望していくべきことは要望しながら、児童のためによりよい教育環境を整えていきたいと考えております。また、町の職員人事につきましては、給食の調理員、用務員、会計年度任用職員としての調理員、事務補助、特別支援教育支援員がありますが、現在令和5年4月以降の業務の状況や退職を含む職員の異動の状況を想定しながら検討しているところでございます。これらについても児童のことを第一に考え、教育委員会及び人事担当課である総務課で協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） まず、風力発電の騒音とか低周波ではないかと思われる環境被害、実際風力発電機がどの程度原因になって、どのように体調が悪くなっているのかみたいな、その辺の原因は明確でないようです。このことにつきましては、医学雑誌だとか、ある程度専門的な皆さんがいろいろ調べたりしても、なかなかその明確な関連性は見いだすことができないということのようでありまして。ですが、ただ実際集落の皆さんの中に体調が悪いと、親子で体調が悪くて、入院して手術してきたというふうな家庭も中にはあるのです、私が聞いたところによると。そのほかにも同じ集落内において、もっと体調が悪いような人がいるのかと聞いてみたところ、いるということでした。二、三人はいるらしくて、ただそれも風力発電がどの程度原因になって体調が悪くなっているかみたいなことは不明なわけなので、なかなか原因が不明なままなのです、要するに。こんな状態なものですから、どこがどの程度どうなのかということが不明なままの状態であるということではあるけれども、何かそこの集落の一部なのでしょうけれども、あの発電機が原因ではないかみたいな、疑っているような面もあるみたいですね。こういうことなものですから、明確な証拠に基づくような話ではないのですけれども、やはり一度この健康調査をやってもらったほうがよいのではないかと。その健康調査を実際やったとしても、どの程度明確な形で風車が原因になっているかみたいなことは分からないかもしれないのです、それは。そうなのですが、やはり一度そういうことを調べておいてもらったほうが集落の皆さんもある程度納得できるのではないかと思います。実際確かに風車を稼働する前に環境アセスということで調査はしているわけです。しかし、それは風車が実際稼働する前なのです。前にそういう調査、それは大丈夫だろうと、説明会なんかもやって、大丈夫だというふうな、低周波についてもほとんど問題ないというふうな説明なんかしているわけです。低周波というのは、人間の耳に聞こえる低周波もあれば、人間の耳に聞こえない低周波もあると言われております。ですから、非常に曖昧模糊としたようなものなのですけれども、なかなか難しい話です。ですが、一度健康調査をしていただければ、皆さんもそれなりに納得できる面もあるのではないかと思いますので、今後一度近隣の集落の皆さんの健康調査くらいはしていただいて、それなりの報告書のような形にまとめてもらったほうが、集落の皆さんもそうだし、あるいは実際にそこの風車運営している事業所にしても、我々の風車

が原因で集落の皆さんの健康を害しているのではないというふうなことになるれば、それはそれでお互いにある程度納得できるものがあるのではないかと思いますので、ぜひ健康調査を私としては行っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

先ほどの町長答弁にもありましたけれども、風車の建設に当たりまして、事業者と風車の建設地と近接しております集落と、それぞれ生活環境の保全及び低周波、騒音被害等未然防止を図るための目的としまして集落と事業者との間で協定書を締結してございます。この協定書の内容でございますけれども、1つといたしましては施設の新設、改造、事業内容の変更時は事前に協議をすること。そして、2つ目としましては、施設から発生する低周波、騒音等の現状把握のため、設置前、設置後、必要に応じて低周波、騒音等の調査を行い集落へ報告すること。そして、3つ目としましては、被害が発生した場合は直ちに発生原因の排除に努め、改善が見られない場合は施設の運転の縮小や停止を含め、運転方法について協議をすること。そして、4つ目ですけれども、周辺住民に明らかな損害を与えた場合は速やかに誠意を持って必要な措置を講じることというようなことで集落と事業者の間で協定書を締結してございます。先ほど議員からもお話あったとおり、これまで風力発電から発生する様々な低周波とか騒音等、国内外等で様々な研究がなされるというふうにお聞きしてございます。様々あちこちの資料見ましても、風力発電施設から発生する低周波と健康の影響について明らかな関連を示す知見がなかなか確認できていないというご報告受けてございます。これまで集落より町や事業者へ健康被害の事案寄せられておりませんが、今議員おっしゃったとおり、健康被害を受けている方がいらっしゃるにつきましては、まずは健康被害を受けている方からの聞き取りをさせていただきまして、被害の状況についての事実を確認する必要があるかと思います。その結果を受けまして、対応等について検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 健康に多少問題が生じていても、それが風車が原因かというのはなかなか分からないということがまず第一にあります。ほかの集落の人ですけれども、結構音が遠くまで聞こえてくるのだと、こういう話をする人もいます。だから、騒音、それから低周波だとか、この辺ではないかと思うのですけれども、多少被害意識を持っている人は実際におるようですので、ぜひそんなに医者診断とか、そんなものでないにしても、一度調査くらいはしていただきたいものだとは私は思っています。これは、役場内で今後検討していただきたいということでございます。

次に、灯油券のことでございますけれども、これはあくまでも生活支援であると、やはり、ということです。今年は今70円台で、90円以上になったら5,000円くらいの補助金を出すのだということのようです。90円というラインがあるのはいいのしょうけれども、問題は先ほどあった全世帯が、対象になる世帯が728あるということでした。本来であれば、ここの皆さんはいろんな事情があって灯油券を申請しない人もいるということなわけです。申請すればほぼ100%まず該当になるということのようです。ところが、これ低所得者の皆さんですよ、こういう言い方して悪いのですけれども、生活がそれなりにある程度困窮している皆さん方がこの事業の対象になっていることのようにございます。ということになりますと、

生活が厳しい中においても、例えば電化にしている家もこれはあるかもしれないです。しかし、生活が厳しいのだと。こういう場合、生活がいかにか厳しくても、その人は灯油券は要らないわけです。これは、私は非常に矛盾だと思います。生活は苦しいのだけれども、灯油券もらっても使い道がないと、だから申請しないのだと、こういうパターンですよ。これがざっと十二、三%いるということになっているわけです。生活支援という観点からいけば、生活が、例えば非課税世帯、重度、それから独り親とか生保とか、こういう方々です、本来であれば生活支援をもらって当たり前なわけです。生活支援をもらって当たり前なのに、なぜ灯油券にこだわるのかと、私はそこを指摘したいのです。灯油券にこだわらなくてもよいのではないかと。ただし、灯油が90円以上になった年なわけです、これはあくまでも。灯油にレベルを合わせればですよ。灯油にレベルを合わせれば、灯油1リッターが90円以上になった年に限った話だということなわけです。限った話だとしても、限った年度において、この生活に困っていると思われる皆さん方に5,000円分の生活費に匹敵するものを提供して当たり前ではないかと、私はそう思います。ですから、それが灯油券として必要な人は灯油券をもらえばいいのです。灯油券としてもらう必要がない人は、それこそプレミアム商品券のような、あんなものでもいいわけです、5,000円分の。それだったら生活支援ということになるではありませんか、低所得者層の皆さん一様に。私は、そうすべきだと思います。この事業を県でやっているから町でもやり始めたみたいな話のようですけども、何もそんなところをまねする必要はないですよ。町単独の事業としてやれば、町長、なおさら立派ではないですか。

(何事か声あり)

1 1 番 (斎藤弥志夫君) 遊佐町が、それはいいけれども、実際それをもらう人がちょっと偏っているわけです。平等でないと、生活が容易でない中において平等でないと、私はそこを指摘するのです。だから、プレミアム商品券やってもいいわけです、5,000円分。それだったら何にでも使えるではないですか。実際この低所得者層の皆さんに灯油券でなくて、あるいは全員に、申請が上がってくるかこないかにかかわらず、全員に5,000円分のプレミアム商品券を配布してもいいわけです。そして、灯油が必要な人はそのプレミアム商品券を使って灯油代を払えばいいのです。そうではないですか。灯油を買う必要がない人は、いろんな商品、店にいっぱいあるから、いろんな商品買えばいいのです、5,000円で。それだったらみんなハッピーではないですか。こんな話なのです、要は。これ漫談ではありませんけれども、この辺の考え方もちょっと伺いたいと思います。

議長 (土門治明君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長 (中川三彦君) お答えを申し上げます。

ただいまのお話の中で、やはり灯油券申請する資格はあるけれども、申請をしなかった人もいるではないかということで、そういった方と実際に灯油券をもらった方とではやはり不公平が生じるので、そうではなくて、広く例えば現金5,000円を支給したほうがいいのではないかというふうに私は捉えたのですけれども、それはまた違った生活支援ということで、まずご理解いただきたいのが今回の灯油券につきましてはあくまでも緊急的な灯油券、生活支援ということで、同じ生活支援でも恒常的な生活支援というのが、先ほど私申し上げた皆さんに5,000円を配るとというのが恒常的な生活支援ということなので、その違いご理解いただきたいということで考えております。

また、先ほど町長答弁にもありましたけれども、申請しなかった人の中には何も電化だけではなくて、



灯油を必要としなかった人、つまり入所中でご自宅にはいらっしやらなかった方等、多く含まれているということも聞いております。そういったことで、もしそういった恒常的な生活支援をするのであれば、政策としてやはり別のものを考える必要があると思うのですが、そういった場合必ず財源を必要としますので、そういった財源についてはやはり裏づけを取った中で新しい事業を起こしていくという手順になるのかというふうに思います。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 灯油券については、もらう資格があるというふうな世帯が728あって、87%くらいの方はもらっていると。しかし、ではこれでもらっていない人方は楽々、悠々暮らしているのかといえば、そもそもがこれ、言葉悪いですけれども、低所得者の皆さんなわけです。生活は決して楽ではないはずなのです。ということからいけば、5,000円分もらった人ともらわない人がいるというのは、これいかに、幾ら緊急対応だとはいえ、行政としても非常にちくはぐな対応をしているのではないかというふうに見えるわけなので、だからそもそもが低所得者層の皆さんなので、その分の財源を伴うとはいっても、ふるさと納税とか億以上も、何億円も集まるようになってきているではないですか。その一部を使ってこういうふうなところに振り向けてもらえれば、私はもう少し世の中が明るくなるのではないかと思うのです。その辺緊急経済対策だみたいな、そんな大げさな言葉要らないですよ。生活が容易でないから、どうぞ使ってくださいねというふうな形で私は十分だと思うので、そういうふうな、もう少しあまり変な制度にこだわらない対応をしてもらいたいというふうに思いますので、できれば再度考えていただきたいと思います、この点については。

それから、最後学校関係ですけれども、教員の関係のことについて先ほど答弁が含まれていませんでしたので、校長と教頭が8人余るということにつきまして、主にですね。その辺について伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えいたします。

物事が動き出すときは新たな課題とかテーマ、これは付き物でございますので、先ほどるご指摘いただいたようなことが浮かび上がってきます。さすが斎藤議員、先生方の人事異動まで課題があるのだなということをお気づきになって、先見の明があるなと恐れ入っております。ところで、小中学校の教職員、いわゆる県費負担教職員と言っています。身分は遊佐町教育委員会にありますが、任命権者は山形県教育委員会であります。したがって、山形県教育委員会には人事異動の基本的な考え方、方針がございますので、令和5年の4月ということも県教委には十分ご理解いただいておりますので、今からそういうご指摘のご心配がないようにご配慮いただいているということでお答えさせていただきます。どこかの国の答弁に似てきますけれども、人事に関する内容でございますので、これ以上は言及できませんので、どうか、県教育委員会にもご理解いただいて、十分ご配慮いただいているということで連絡を、中身を共有をしているということでご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 校長、教頭のように通常の教員のトップクラスにいる人方もあれば、事務補助というふうな、あれも県職員という扱いになる、事務補助ですね。事務補助みたいな皆さんいらっしやる

ではないですか。その辺の皆さんの対応も、5つの小学校から集めた分がちょうどよくなるのかと、みたいな質問もちょっとしていたのですけれども、どうなるのでしょうか。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

事務補助につきましては、町の会計年度任用職員が各学校に1名ずつ配置になってございます。当然統合によりまして余剰が出てくるものと思われませんが、事務補助につきましては一般事務の会計年度任用職員でありますので、他の部署等で欠員になった部分の補充等でも必要となると思いますし、中には年齢的なもの等でお辞めになる方も出てくるのかなというふうに考えてございます。

議長（土門治明君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私の質問はこのくらいにさせていただきますけれども、ちょっと時間ありますので、来年の3月に町長選挙あります。町長の決意のほどを伺いたと思います。現状、町の状況は岩石裁判、それからパーキングエリアタウン、PATの建設、それから新庁舎の建設、それから私が今伺いました小学校の統合など、この町の骨格に関わるような重要案件を数々抱えております。こういう中で希望の持てる遊佐町を創造していくためにも続投して町の発展に貢献していくのだという町長のお話を私もどこかで聞いた覚えがありますけれども、これはそのときは事実上の出馬表明であろうと、みなして差し支えないと思ったわけですが、議会でも再度町長選挙に向けた時田町長の姿勢を伺いたと思います。これまでも子育て支援、それから住宅建設関係の支援、それからあまり目立たないことではあるのですけれども、現在の町長は随分借金を返済なさったという、こういう陰の実力を発揮してきたというふうに私も見させてもらっています。ということで、多面的に活躍をしてきているし、私個人としては今後ともぜひ継続して頑張っていたいただきたいと思いますというわけなのですけれども、町長選挙に向けて、町長の決意のほどを改めて伺いたと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私と議会に同期、平成7年に議会に立候補して当選した斎藤弥志夫副議長からネクストの遊佐町づくりについての質問がございました。私、今振り返ってみますと、岩石採取裁判が12月15日に判決をいただかねばならないと、和解が調わかなかったということ、非常にやっぱり法外な値段を提示されたなという思いと、やっぱりこの岩石裁判については負けられない遊佐町であろうとっております。やっぱり町民の思いや願い、そして持続可能な未来づくりという点でいけば、現在ある標高から最高で49メートルも掘り下げるということをやっぱり町としては認めることはできないであろうと思えますし、その課題については多分じきに最高裁の訴訟まで発展するであろうなという思いしていますので、途中で投げ出すわけにはいかない。パーキングエリアタウンについては、やっとやっと端緒に就いた。だけれども、まだまだ確定はしていないという形で、パーキングエリアタウンの構想、計画の具現化に向けての努力もまだ残っている。私が就任した当時は財政調整基金3億300万円、あの当時では庁舎を造るということは全く想定をしておりませんでした。目標を持ちながら、役場職員が一丸となってその基金の造成と借金返済に頑張っていたいただいたおかげで下水道の起債もやっと50億円まで下がってきたということになると、当時79億円ぐらいの起債から50億円ですから、下水道だけで29億円も減ってきたということを考えますときに、やっぱりなかなかきついのだなんて、一遍借金してしまうと返済が容易でない。それ

らと、学校の課題もあります。やっぱり課題はしっかりと次の世代に引き継ぐためにも1期4年間、総仕上げのつもりで、町民の皆さんのご支持をいただけるものなら、頑張りたいと思っておるところでありますので、議会の皆さんからもよろしくご支援のほうお願いしたいと思っています。

職員一人一人が非常に頑張ってくれる積み重ねを私は大変うれしく思っています。この間、あるところで、役場の受付窓口が物すごくよかったですねと、なかなか褒めてくれない人がそういうことを言っていたことも非常にうれしく、担当の課長と総務課長、係長には伝えたところでもあります。やっぱり目的を持って一生懸命職員が努力すれば、その戦略について少しずつ、一歩ずつ近づける、そんなことができるかなという思いで、非力ではありますが、これまでの経験を十二分に生かして、町政、さらなる前進に努めてまいりたいと、このように思っているところでもあります。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 日本共産党の佐藤光保です。ただいまから質問を行います。

まず、自衛隊による住民基本台帳閲覧に関して質問いたします。くしくも本日は79年前、つまり1941年、対米開戦としての真珠湾攻撃があった日であります。戦前、役場には徴兵事務を扱う兵事係があったということを聞いております。

さて、自衛隊はいわゆる戦争法以後質が変わり、加えることに従事環境がコロナ禍においても3密を避けられず、その募集活動は公正の厳しさを増すものと想像いたします。この状況下で、従来自衛隊による住民基本台帳閲覧について、遊佐町は転記によるものとしていることに一定の評価をするものでございます。一方、個人情報保護に関する考え方は、デジタル化がかまびすしい今日、個人の尊厳やプライバシーを侵さない仕組みやルールをはっきりさせた上で、行政事務を進めるために重要となってくるものです。自衛隊による住民基本台帳閲覧に係る個人情報保護に関して、遊佐町情報公開・個人情報保護審査会の機能は十分に果たされているか質問いたします。

次に、コロナ禍による少人数学級の要請への対応と統合の関わりについて質問いたします。一人一人に丁寧に応じられる少人数学級が子供の成長に大きな効果のあることは自明の理です。6月のコロナの下分散登校でそのことを全国の人々が実感しました。だからこそ、大きな世論が起きているのです。

さて、兵庫県教育委員会の調査がありますが、低年齢ほど毎日なかなか眠れない、これが小1、小3までだと1割強いると。一方、感染予防のための行動は小学校低学年が他の年代より積極的だったという調査結果もあります。ひたむきだけに十分に配慮すべきであると思えます。学校での新型コロナ感染防止と不安を抱える子供たちのケア、きめ細やかな学びを保障するために少人数学級の実現を求める声と運動が大きく広がり、文部科学省も来年度の概算要求に少人数学級の実施を盛り込むなど機運が高まっています。コロナ禍の中で安倍前首相の突然の要請で一律休校があり、子育て中の人たちや現場の教職員から子供たちへの感染防止と学校教育の両立を図るために少人数学級にしてほしいとの声がかつてなく広がり、各種署名も幅広い方々の中で急速に広がってきております。地域の学校は、教育と福祉の機能を併せ持つ大切な公的機関だという認識が広がり、それが少人数学級を求める声の広がりとか強さとなって現れているように思えます。学校はもちろん、教科を中心とした子供の学びをどの子にも保障する場です。一

律休校を経験して家庭での学びの保障の難しさを痛感し、学校の存在意義を再認識された方も多かったのではないのでしょうか。同時に、学校は子供が昼間安全に安心して生活するための居場所であり、感染予防など公衆衛生や生活に必要な知識や情報を提供する福祉的な機能を持つことを実感されたかと思います。来年度、国の予算編成で最大の焦点の一つとなっている少人数学級の実現をめぐる日本共産党の畑野君枝衆議院議員は、11月13日、衆院文部科学委員会で新型コロナウイルスで強いストレスを感じている子供たちの願いに応えるためにも来年度から実施をと訴えました。これに対し、萩生田光一文部科学大臣は、不転の決意で臨む、勇気をもらったと応じました。その一方、教育の効果を数字で測ることは不可能なのに、財務省は数字として少人数学級のエビデンス、科学的根拠を出せと求めています。とにかくお金を出したくないという姿勢の現れでしかありません。数え切れない教育実践や現場教職員の声、そして全国に広がっている意見書採択の取組がエビデンスそのものなのです。また、ちまたにおける個別指導塾の隆盛こそ教育効果を認める証拠であるという見方もできます。国は、長年にわたり子供たちが育つためのお金を出し惜しみしてきました。教育は、自己責任と思わせてきた。その罪はとても重い。伸び伸びと生き、学び合う学校へ、当たり前が当たり前となる、そんな国を子供たちにとと思う次第です。教育に人と予算を、この1点での共同の声が大きくなっております。

ここで、遊佐町の小学校5校統合、これはいわゆる新しい日常にふさわしいのか改めて問います。付け加えて、統合により歩いて学校へ行き、歩いて帰ってくる機会が失われることを惜しみます。子供の世界が地区から学区へと広がり、そしてなじむ体の一部となるものであるからです。2000年、ウオークサミット共同アピール「子どもと歩こう運動」Y U Z A宣言があります。その中の1番目の基本認識1、歩くことは人間の基本であり、子供時代にこそしっかり身につけることが必要である。ぜひ思い起こしていただきたいと思います。

壇上からの質問のしまいに、特別支援学級の取扱いについて質問します。統合との関係での取扱いです。これを質問するのは、特別支援学級に係ることが統合論議の俎上になかなかのっているように見えないという思いからであります。

以上、壇上からの質問です。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、12月議会1日目、最終質問者であります4番、佐藤光保議員に答弁をさせていただきます。

住民基本台帳閲覧に係る個人情報保護の問題と遊佐町情報公開・個人情報保護審査会の機能等についての質問でありました。自衛隊による住民基本台帳の閲覧につきましては、自衛隊山形県地方協力本部長より住民基本台帳法第11条の規定に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧が請求され、閲覧をしているものであります。令和元年度の場合は、令和2年1月14日に閲覧申請があり、閲覧の請求事由は自衛官及び自衛官候補生の募集に関する案内の送付等に利用するためと記載されております。閲覧する住民の範囲につきましては、申請年度で若干の違いがありますが、令和元年度の場合、出生日が平成14年4月2日から平成15年4月1日までの日本国籍の男女としております。また、閲覧申請書には閲覧して作成した資料の保存期間満了日が記載されていますので、満了日後に適正に廃棄されるものと考えております。

さて、遊佐町情報公開・個人情報保護審査会につきましては、遊佐町情報公開条例第16条の規定に基づ

き設置しており、その目的は情報開示決定等に関する審査請求の調査、審議、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議を行い、町長に意見を述べることでござっております。自衛隊山形地方協力本部長からは、住民基本台帳の閲覧申請書とは別に自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報に関する資料の紙媒体、電子媒体での提出の依頼文書が同時に提出をされておりますが、町としては情報公開・個人情報保護審査会の意見を踏まえ、住民基本台帳の閲覧という形で対応しているものであります。

続きまして、コロナ禍による少人数学級の要請の多いことへの対応と統合の関わりということでございました。今日の542回冒頭でも豊かな学びを実現し、また教職員定数の改善を求めるという請願が出されておりましたが、コロナ禍による少人数学級の要請については、山形県市町村教育委員会協議会として、令和3年度文教施策として予算措置に関する要望を県教育委員会、県議会議長へ掲出をしております。具体的な内容といたしましては、学級編制標準人数の見直しと3密にならない教育環境を保ち、手厚く柔軟な指導を行うため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める標準を10人ずつ減じて、標準30人、小学校1年生は25人以下への改正について国に働きかけていただきたいということ、山形県市町村教育委員会協議会として県教育委員会、県議会議長へ提出をしております。文部科学省も少人数学級への前向きな姿勢を示しておりますので、コロナ禍の打開策として実現してもらえればと考えております。山形県のさんさんプラン、1学級33人よりもまだ3人も少ない学級を望むということ、を申入れをしております。

さて、コロナ禍にある児童生徒への心理的影響について申し上げますが、児童の発達段階においては低学年ほど、特に1年生に対しては個別の支援が必要になる場合が多いため、各校では低学年に町の特別教育支援員を優先的に配置をして対応しております。また、臨床心理士である特別支援教育アドバイザーが各校に定期的に、最低年3回ありますが、訪問し、全児童の状況を把握できるような体制を整えております。

次に、特別支援学級の取扱いについてですが、特別支援学級の担任である県費負担教職員は、国と県の基準、国としては児童生徒8名に教員1名、山形県では児童生徒6名に教員1名により配置人数が決まっておりますが、町負担の特別支援教育支援員は学校の実態に即しながら、支援体制が不備が生じないように手厚く配置をしております。統合後は、1学級の特別支援学級に在籍する児童の人数は増加しますが、それに合わせて特別支援教育支援員の配置も集約されますので、より充実した支援体制を整えることができると考えております。また、特別支援教育の専門家として、臨床心理士である特別支援教育アドバイザーを各校へ派遣しております。各校の特別支援学級の状況を詳細に把握しておりますので、事前に統合後の支援体制を検討し、不備が生じないように計画的に進めていくことができると考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私も町長答弁と少し重なりますけれども、お答えさせていただきます。

今ご質問ありました少人数学級、これの実現に向けてということで、請願もぜひ議会で採択していただけていただきたいと思いますと思っておりますし、文科大臣の方針に私もなかなか賛成することは少なかったのですが、今回だけはエールを送りたいと思っておりますので、ぜひ国民の、ましてや保護者の声

が国会なり国に届くようにみんなで文科大臣にエールを送りながら、私も賛成でございますので、この件は大事に進めていきたいと思えます。先ほどと重なりますけれども、市町村教育委員会協議会でも国に届くように要望しているということ、校長会でも要望しているというふうに聞いておりますので、国民の総じての願いであるということ、共通認識して前に進んでいきたいと思えます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） それではまず、自衛隊による住民基本台帳の閲覧のことから伺いますが、私が個人情報保護の関係で疑問だなと思っているのは、例えばこれから閲覧申請が去年と同じように出てくることといったときに、そのことに向けて、その閲覧申請に対して審査会で決定をするということをもまず伺いたいと思えます。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

住民基本台帳の閲覧につきましては、住民基本台帳法第11条の規定に基づき行われるということでございます。ということでいきますと、その閲覧行為自体を個人情報保護審査会で規制をするということは基本的にはできないというふうになってございます。法律の行為を条例で上書きをすることはできませんので、そういった意味からすれば、審査会の権限は及ばないというふうに考えてございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私の去年の聞き違いだったのかもしれませんが、この個人情報保護のことを私が出したときに、個人情報保護審査会があるから、その決定を受けてというような答弁だったような気がしたのですが、それは変わりましたか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

町長答弁にもございましたけれども、自衛隊山形地方協力本部からは住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書、これと同時に自衛隊法第97条に基づきまして、自衛官及び自衛官候補生の募集のための必要な募集対象者の情報の提出についてというふうな文書も頂いてございます。個人情報保護審査会におきましては、こちらのほうの資料提供のほうについて審査会の意見をいただいたというふうなことでございます。その中では、最終的には住民票の閲覧という方法でその目的が達成されるのであれば、自衛隊法97条に基づく資料提供についてはしないで、閲覧で対応をしていただきたいと、そういったようなご意見をいただいて、町はそのように対応をしたというふうなことでございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今の提供だと、閲覧の申請に関して、閲覧の請求に対して個人情報保護審査会は決定をしていないということですか。よし悪いの可否の決定はしていないということですか。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） そのようになります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） また、先ほどの説明の中で保存期間の話がありました。そのところをもう一度

説明いただけますか。

議長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

閲覧申請、閲覧の提供の中に、この閲覧請求によって求めました名簿につきましては、保存年限がいつまでとしますというふうな記載がございます。その記載までには使わせていただくというこの考えでありますので、その後適切な廃棄がされたものというふうと考えております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今そのご説明の記載の主体は誰ですか。

議長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） 申請者より初め請求の中に記載がされているものでございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） つまり防衛庁ということになりますか。

議長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） こちらのほうに来ますのは、自衛隊山形地方協力本部長という名前で閲覧の請求が来ておりますので、そのものに対して記載がされているということになります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 町としてはその記載の内容を信じて、その期限が終了したら破棄しているというふうに信頼しているという説明ですね。

議長（土門治明君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） 町としましては、この記載のとおりされているものというふうに認識しております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 先ほど申し上げましたように、町の今の取扱いの姿勢については一定の評価をしております。ぜひ今後とも、これからその線から後退することのないようお願いしたいと思います。

次に、コロナ禍による少人数学級の対応の関係なのですが、少人数学級とは言えませんが、特別支援学級について伺いたいと思います。これが先ほど壇上でも申し上げましたとおり、資料の中になかなか見えてこないものですから、これがどういうふうになるのかということ伺いたいと思います。例えば教育委員会だより、これには令和5年度に学級数がどのようになるかと、生徒の数がどのようになるかということが書かれています。この中に支援学級のことは出ていませんので、これを書くとするどのような数字になるのか伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 現在小学校に入学している1年生から6年生までにおいては、知的学級に何名、情緒学級に何名ということは把握できますが、現在まだ保育園、幼稚園にいる子供たちが、3年後ですので、入ってきますので、それはこれからいろんな検査と、10月の就学時健診がスタートになるわけですが、そこをクリアしないとどのぐらいの子供の数が支援学級に入級となるのか数字が出てこないわけです。ちなみに、来年度の入学する幼児につきましては、来年度はゼロであると。知能検査等を行いました。

て、そういう数字は出ておりますが、その後の入ってくる1年生の状況等は、就学時健診が終わって、就学支援会議というのが町にありますけれども、そこを経ないとどのくらい在籍することになるか数字が出ないものですから、はっきり言って3年後、教室がどうなるという状況は、まず確認できないということです。現在の数字でいきますと、これまでぎりぎり、山形県は先ほど町長答弁にありましたように、8名の基準より低く、さんさんプランの流れだと思えますけれども、6名に抑えておりますので、7名になると2クラスという状況になるわけですが、今のところ新しく入ってくる新入生の動向が分からないものですから、知的1クラス、情緒1クラス、それで収まる可能性もあるなという状況は認識しつつも、もし新しく入ってくる1年生が増加傾向にあれば、2クラスになる可能性もあるということしかお答えできないということで、ぎりぎりの数字なものですから、私の考えでは1クラスずつで折り合いがつかないと思っておりますが、それはこれからのデータですので、何ともお答えできないというのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 今のご説明だと、最低知的と情緒と1クラスずつは見込むというか、あるかもしれないということで押さえているということですね。すると、統合の話に関わってくるわけですが、我々は6教室ずつ足りないからつくるということの設計図というか、絵を見せられたのです。すると、支援のほうは2クラス、あと普通学級というのでしょうか、そのあれが何教室で、全体として何教室いるようになっていくのか、その辺をご説明いただきたいと思えます。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 現在支援学級の教室が1つずつありますので、現在の数字でいきますとキャパは足りると。6教室増築の予定でございますが、今現在の児童数でいきますと5教室で充たしますので、万が一7人、8人という支援学級ができた場合には、もう一つ自由な教室がありますので、その活用も含めてその当時の校長に判断していただくと、そういうことになります。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 現在のところは1つ余裕があるという今の説明でしたかね。ただ、ここに行政報告書あります。これのあれで見ると、令和5年度の1年生というのが33人なのです。65人……

（何事が声あり）

4番（佐藤光保君） 2クラスだったら多いほうは33人になると思えます。すると、さんさんプランがあって、それはもうクリアしているというふうに言えるのかな。1年生ですから、これ。それで、令和5年度の1年生というのはずっとこの状態が6年間続くわけですよ、この学年としては。統合小学校としては、だから、そういった意味で、どうもかわいそうだなという感じがするし、あとほかの学年を見ても、決して少ないというか、思ったより数はぎゅうぎゅうなのです。2年生でいうと28人、3年生が25人、4年生が26人、5年生が27人、6年生が27人、平均で28人です。こういうふうなあれで、ほとんど30人のあれに近いところをいっているわけです。それで、先ほど国が30人を目指して、そこにそれが実現する要望しているというお話でしたが、日本共産党はコロナ禍の子供たちのために20人学級というふうに言っております。少人数学級というのは20人だと、25人では決して少ないとは言えない。これは外国の例、そういう教育先進国である北欧とか、そういったところのあれを見てなのですが、決して30人という数はそんな



に恵まれたあれではないし、25人でもどうかというくらいの気がすることを申し上げておきます。

それで、先ほど統合して増築して6教室ができて、1つ教室はゆとりがあるという説明でしたが、例えば支援学級の関係でいいますと、プレールームみたいなものは確保できますか、そういうぎりぎりの状況で。教室だけですか、確保できているのは。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） プレールームという発想はちょっと分からないのですが、何も支援学級の子供たちだから月曜日から金曜日まで全部支援学級の教室で勉強するわけではなくて、体育とか音楽とか図工とか、あるいは社会科、理科等は勉強できるよという子供もいますので、特に情緒学級なんかは知的には見劣りしないといえますか、むしろ優れている子供さんもいらっしゃるのです。そういう子供たちは、教科によっては親学級と一緒に勉強する機会も十分取ってありますので、もちろんプレールームというよりは、空いているスペースがありますので、その辺は活用して、必要があれば工夫できると思いますし。

それから、33人、32人の学級ができる、多いのではないかという声でございましたが、遊佐小学校は現在35人のクラスが2クラスあります。転校生が出る前は36人という学年もあったのです。それでも全国に目を向ければ、40人というクラスも当然あり得るわけですよ。40人学級です、今の基準は。ですから、山形県でさんさんプランを文科省の、一回断られたのです。山形県でそんなこと、もう10年以上前になりますけれども、県の条例で勝手にそんなことは決めていけないというのを山形県教育委員会が全国に先駆けてそこを突破して、庄内、鶴岡出身の教育委員長時代でございましたけれども、そんな経緯もありまして、さんさんプランは限りなく30人プランに近いということで、山形県の子供たちは恩恵を十分被っているということをご理解いただきたいと思えますし、そういう意味では今後統合により35人の学年がもし出れば、40人の学級が出る可能性があるのですけれども、最大限33人で収まるということを考えれば、むしろさんさんプランのおかげで少人数学級に近い数字は、逆に山形県の場合は恩恵を被っているかなと私は理解しております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 例えば今の説明では、現在の遊佐小学校はもっともときついというか、厳しい状態だという説明だったと思うのですが、教室の人数が35人とかもいるのですか。すると、例えば先ほど私説明しましたけれども、同じ萩生田文部科学大臣の発言の、同じ頃の発言なのですけれども、今GIGAスクール構想でしたっけ、あれで進めているわけだけれども、その関係で教室はもっと狭くなってくると、もっとゆとりがないと。例えばそういう装置とかを置くスペース、それから指導する先生が児童の間をずっと席に回って指導するような通るスペース、そういったものを考えると、結構GIGAスクール構想というのはスペースを広くというか、ゆとりが要るのだという説明をしているのです。

この点についてどうお考えですか。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

教室のスペースにつきましては、例えばGIGAスクール構想でタブレットの1人1台となった場合でも無線LANを活用したアクセスポイントへの活用等で配線が必要にならないということもありますの

で、むしろタブレットを机に置くことによって机の上が狭くなるのかなという心配もしておったのですが、先ほど申しあげましたようにタブレットがノートや鉛筆の代わりになっていくということを考えれば、机の上もだんだんとさっぱりしていくと考えております。

それから、教室全体の活用については、今やはりグループ学習を進めておりますので、普通の一人一人の距離を置いた机の配置だけでなく、例えば今までですと市松T字で4人で固まっていたものが例えば3人で隣がいなくて、向かいも直接はいないと、こういう配置での授業もやってございますので、十分広さをうまく利用した授業がなされていると。今後もそのような対応がなされていくだろうと考えております。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私がGIGAスクールの関係で聞いたことがあるのは、要するにタブレットはそういうことですよ、タブレットは机の上に置くから。でも、今は先ほどもほかの議員の質問にあったように、電子黒板とか今までになかったものが、大きいものがあるわけですよ。タブレットだっどどこかそれを保管するためのスペースとか充電するための装置とかが要るのではないですか。そのことで結構スペースを取ってくるというふうに聞くのですが、どうですか。

議長（土門治明君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、タブレットの電源を充電しなければならないということで、格納するボックスを予算をいただいて購入する予定でございます。当然そこには鍵もかけられますので、例えば少ないやつですと20台から多いものですと四十数台まで入る箱がございます、そこで一斉に充電を行うと。箱ですので、そんなに大きいものではないのですが、それでも教室の中に置けば場所を塞ぐわけです。ただ、遊佐町の場合は例えばオープンスペースの教室と教室の間だったり、いろいろ有効活用できるスペースがございますので、そういったところに配置して利用しようということで考えてございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 統合後の学校において33人というふうになった場合、私は思ったより33人のクラスが現にできるわけですが、1年生が。思ったより狭いのではないかとということを憂慮します。

それで、関連してちょっと聞きたいのですが、教室の大きさというのは決まっているのですか。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） これは決まっております。国の当然補助をいただいて造るわけですので、屋内体育館も全部そうでございます。33人学級、密ではないかなという、遊佐小学校の35人のクラス御覧になったことないですか。ぜひ御覧になってください。今コロナ禍で密を避けて間を置いておりますが、35人教室にちゃんと収まりまして、元気に伸び伸びと勉強しております。行政報告でも施設訪問の話をさせていただきましたけれども、教育委員の皆さんにも御覧いただいて、十分間隔を置いて学習できていますね、そういう35人のクラスですので、33人であればまた2人減るわけですので、そして75人の学年であれば25人ずつ3クラスという学年も出てくるわけですので、そういう意味では今コロナ禍で一番厳しい条件ではありますが、コロナも3年、4年、5年と続いてもらっても困りますので、収束して正常に戻るのだと思いますので、そのとき33人学級であれば、私は子供たちはいろんな狙いができる適切な人数ではないかな

と考えておりますので、ぜひいつか35人のクラス、遊佐小学校に電話して、御覧になってください。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） ありがとうございます。ゆとりがあるということなのだけれども、結構ないような気がするのですが、それはあれしておきます。

あと、先ほどの質問の答えと重なりますけれども、要するに6教室つくっても、場合によってはぎりぎりの教室数ですよね。例えば支援の関係が予想外に3クラス必要だなんてなったらぎりぎりになりますよね。そういった点ではぎりぎりだと思うのですが、行政報告書の91ページにある職員構成、ここに数字が出てますので、これの令和5年の見込みをどのように立てているのか、あると思うのですが、お伺いできませんか。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 先ほどの斎藤弥志夫議員の質問と重なるところがあると思いますけれども、もちろん統合しているんなこれまでのない課題、テーマ等が見えてくるということは当然想像つくわけで、まず加配のお願いはしてくれませし、それは学級外の先生です、現在は各校1名、教務主任という形で入っていますけれども、プラスしていただけたら、そのようなことは十分ご配慮いただけるものということをお願いをしまいたいと思っております。これは、もちろん先ほどの30人学級のプランと同じように国、県の法律条例に基づいて定数というのは決まっておりますので、全県の幅の中で本町で何人配置いただけるかと、今からいただけたらいいか、それは申し上げられませんが、そういうことは十分ご配慮いただくとおりでお願いしているところでございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） すると、先ほどからの説明のとおり、ここでこの数字に出ている、例えば校長が5から1になって、教頭も1になって、そういう数字を積み上げたものが、例えばこれは令和元年度のあれですけれども、65人という数字が出ているのですが、これが令和5年度にどの数字になるかということとは全く皆目見通しが無いという説明なのですか。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 今申し上げたのは、加配の旧来の先生がどのぐらいいただけるのか、これは分かりませんというだけで、学級数決まってくれば担任の先生の人数決まりますし、校長、教頭、養教、事務等の人数は決まってくるわけですから、これは何十何人までは確定できませんけれども、おおよその見通しはできるということでご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） この91ページの令和元年度の状況というのは、これは加配の先生の数は入っていないのですか。

（何事か声あり）

4番（佐藤光保君） 入っているのでしょうか。それが先ほどから聞いているとおり、数字として出せないというか、出せるものがないと、令和5年度どのようになるか。そういう説明ですか。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 先ほど申しあげました、人事の決定権は県教委にありますので、私が何人増える

とか減るとか何人になるとか、そういう申し上げる立場にはないということで、県教委にもそういう状況が来るということをご理解いただいて、ご配慮いただいているということで、先ほどの答弁で申し上げたとおりでございます。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私先ほどの質問の中で、これは私機会あるごとに言っているのですが、歩くということの重要性ですね、教育と。特に子供は、私は小学生にとっては非常に重要だと思うのですが、そこについてはどのようにお考えですか。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私も大賛成です。歩くこと大事だと思います。ただ、12月に入りまして中学生が、旧町内の中学生もバスで通っているのはご存じでしょうか。一般の方からは、中学生がバスで学校に行くのに小学生は歩くのかと、こういう地域、保護者の声もあるということも聞いております。もちろん歩育宣言した町で、子供と歩こう宣言をした町でございますので、これは歩くことを基本として心も体も丈夫にしていくという、その思いは佐藤議員と同じでございますが、やっぱり保護者、地域の皆さんは、こういうご時世でございますので、安全面への配慮ということも十分我々には要望として来ているということで、私も中学生が何でバスに乗らねばならないのかなという思いはあるのですが、その辺は町民の要望、保護者の要望ということで、決して教育委員会が音頭取りしてバスに乗りましょうよと、そういうことで決めたということでないということをご理解いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君） 私が言いたいのは、統合すれば季節にかかわらず歩けなくなるということをお願いしたいのです。

やっぱり今日お尋ねして、統合後の学校もかなり増築の必要があるくらいですから、ゆとりがあるわけではないわけですし、やっぱりかなりきついのだなということが分かりました。

以上で質問を終わります。

議長（土門治明君） これにて、4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日12月9日午前10時まで散会いたします。

（午後4時47分）